

平成 2 1 年 2 月

平成 2 0 年の組織犯罪の情勢

【暫定値版】

警察庁組織犯罪対策部
企 画 分 析 課

本資料第 1 章中の犯罪統計の数値は、暫定値である。

平成20年の組織犯罪の情勢（目次）

はじめに	・・・ 1
第1章 平成20年の組織犯罪情勢の特徴	
第1 平成20年中の暴力団情勢の概要	
1 総説	・・・ 2
2 主要暴力団の動向等	・・・ 3
(1) 山口組の動向等	・・・ 3
(2) 住吉会の動向等	・・・ 3
(3) 稲川会の動向等	・・・ 4
3 暴力団犯罪の特徴等	・・・ 4
(1) 検挙状況	・・・ 4
(2) 資金獲得犯罪の特徴等	・・・ 4
第2 平成20年中の薬物・銃器情勢の概要	
1 平成20年中の薬物情勢	・・・ 6
(1) 総説	・・・ 6
(2) 犯罪組織との関係	・・・ 6
2 平成20年中の銃器情勢	・・・ 7
(1) 総説	・・・ 7
(2) 犯罪組織との関係	・・・ 7
第3 平成20年中の来日外国人犯罪情勢の概要	
1 総説	・・・ 8
2 犯罪インフラ事犯の現状	・・・ 8
(1) 地下銀行	・・・ 8
(2) 偽装結婚	・・・ 9
(3) 旅券・外国人登録証明書等偽造	・・・ 9
(4) 不法就労助長	・・・ 9
3 来日外国人犯罪組織等の動向	・・・ 10
(1) 来日中国人犯罪組織	・・・ 10
(2) 来日ブラジル人犯罪組織	・・・ 10
(3) 来日韓国人犯罪組織	・・・ 10
(4) 来日ベトナム人犯罪組織	・・・ 11
(5) 来日コロンビア人犯罪組織	・・・ 11
(6) 来日パキスタン人犯罪組織	・・・ 12
(5) 来日イラン人犯罪組織	・・・ 12

第4	平成20年中のマナー・ローンダリング犯罪情勢の概要	
1	総説	・・・13
2	暴力団構成員等が関与するマナー・ローンダリング事犯	・・・13
	(1) ヤミ金融による犯罪収益と暴力団	・・・14
	(2) 振り込め詐欺等の詐欺による犯罪収益と暴力団	・・・14
	(3) 暴力団構成員等が関与した犯罪収益等の收受の事例	・・・14
3	来日外国人によるマナー・ローンダリング事犯	・・・15

第2章 事例を踏まえた分析等

第1	犯罪組織と共生し又は犯罪組織を支援する者	
1	暴力団と何らかのつながりを有する者	・・・16
	(1) 不動産・証券取引に係る犯罪に関与した企業等	・・・16
	(2) 公共工事等に係る犯罪に関与した企業等	・・・19
	(3) 暴力団を法律面で支援する者	・・・21
	(4) 行政対象暴力に関与した企業等	・・・22
	(5) その他の犯罪に関与した者	・・・23
2	来日外国人犯罪組織等と何らかのつながりを有する者	・・・24
	(1) 来日外国人犯罪組織と連携した日本人犯罪組織の事例	・・・25
	(2) 来日外国人犯罪組織と結託した日本人の事例	・・・25
	(3) 犯罪インフラに係る犯罪に関与した日本人の事例	・・・27

第2	暴力団構成員等と来日外国人犯罪者等との連携等の実態	
1	強・窃盗事件における連携	・・・29
2	薬物・銃器の密輸事件における連携	・・・31
3	偽装結婚における連携	・・・33
4	偽造犯罪における連携	・・・35

第3	歓楽街における組織犯罪等の現状	
1	歓楽街の現状	・・・36
2	歓楽街にみられる組織犯罪等の現状	・・・36
	(1) 暴力団犯罪	・・・36
	(2) 来日外国人犯罪	・・・40

	おわりに	・・・47
--	------	-------

はじめに

我が国の治安に悪影響を及ぼす大きな要因として、暴力団による犯罪、組織的な薬物・銃器の密輸・密売、来日外国人犯罪組織による犯罪等の組織を背景とする犯罪（以下「組織犯罪」という。）がある。

暴力団にあっては、近年、検挙される危険を避けつつ短期間に多額の資金を獲得することを目的に、企業活動を仮装しながら不動産業、金融・証券市場、建設業への進出を図る等、資金獲得活動をより巧妙化・潜在化させている。また、こうした暴力団の周辺には、自らも利益を享受し、あるいは暴力団の威力の庇護を得ることを目的に、多額の資金や専門的知識等を提供して、暴力団による資金獲得活動に関与する者等が存在する。これらの暴力団といわば共生し又は暴力団を支援する者の存在は、暴力団による資金獲得活動をより不透明化させるものとなっている。

来日外国人犯罪組織についても、日本人と連携・協力しながら犯罪を敢行する組織や、日本人を実行グループの一員として取り込んでいる組織が存在するほか、地下銀行、偽装結婚、旅券・外国人登録証明書等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯を敢行して、不法入国、不法滞在等の来日外国人の本邦における定着、あるいは、犯罪を繰り返し行うことを助長している者が存在する。

さらには、暴力団と来日外国人犯罪組織が連携して犯罪を敢行する例も認められ、犯罪組織間の連携、役割分担が進んでいる状況がうかがわれる。

このような状況の中、平成20年4月、第169回国会において、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制、損害賠償請求等の妨害の規制、行政庁に対する不当な要求行為の規制等を内容とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の一部を改正する法律」が成立し、順次施行された。

警察においては、改正された暴力団対策法の効果的な運用はもとより、資金獲得犯罪を始めとした暴力団犯罪の取締り、暴力排除活動の推進等により暴力団の弱体化・壊滅を目指すとともに、薬物の供給の遮断及び需要の根絶に向けた対策、犯罪組織の武器庫や密輸・密売事件の摘発に重点をおいた銃器の取締り、国内外の関係機関と連携した国際犯罪組織の壊滅のための多角的な対策等を講じている。また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）」の的確な施行及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）」の積極的な活用等により、犯罪収益の移転防止及びはく奪を推進しているところである。

本資料では、こうした状況を踏まえ、まず、第1章においては、暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、来日外国人犯罪及びマネー・ローンダリング犯罪の情勢をとおして、平成20年の組織犯罪情勢を概説する。

次に、第2章においては、暴力団や来日外国人犯罪組織等の犯罪組織と共生し又は犯罪組織を支援している者の実態、暴力団構成員等と来日外国人犯罪者等との連携の実態及び歓楽街における組織犯罪の実態といった事項につき、事例及び当該事例からうかがわれる状況について分析する。

第1章 平成20年の組織犯罪情勢の特徴

第1 平成20年中の暴力団情勢の概要

暴力団は、組織実態を隠ぺいする動きを強め、活動形態を更に不透明化。
暴力団対策法の改正及び施行。
主要三団体による寡占化の中、依然として六代目山口組への一極集中が顕著。

1 総説

暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうするなど、更なる不透明化がみられる。

一方で、取締りや暴力団排除活動等の強力な推進により、資金獲得活動が困難となった組織においては、強盗、恐喝等直接的な暴力を行使する犯罪行為を行う動きが見受けられる。

また、暴力団は、公共工事の入札において建設業者と談合を行うなど、暴力団と関係業者との間に、暴力団の威力を背景に業者が利益を得て、その見返りに暴力団が業者から資金提供を受ける「持ちつ持たれつ」の関係にある利権の構図がうかがわれており、公共工事は、依然、暴力団の有力な資金源となっている。

さらに、近年、暴力団等反社会的勢力が証券取引等の知識を悪用して経済的不正を敢行する事例が見受けられるとともに、暴力団員が行政機関に対して不当な要求を行う等の事例も依然として発生している。

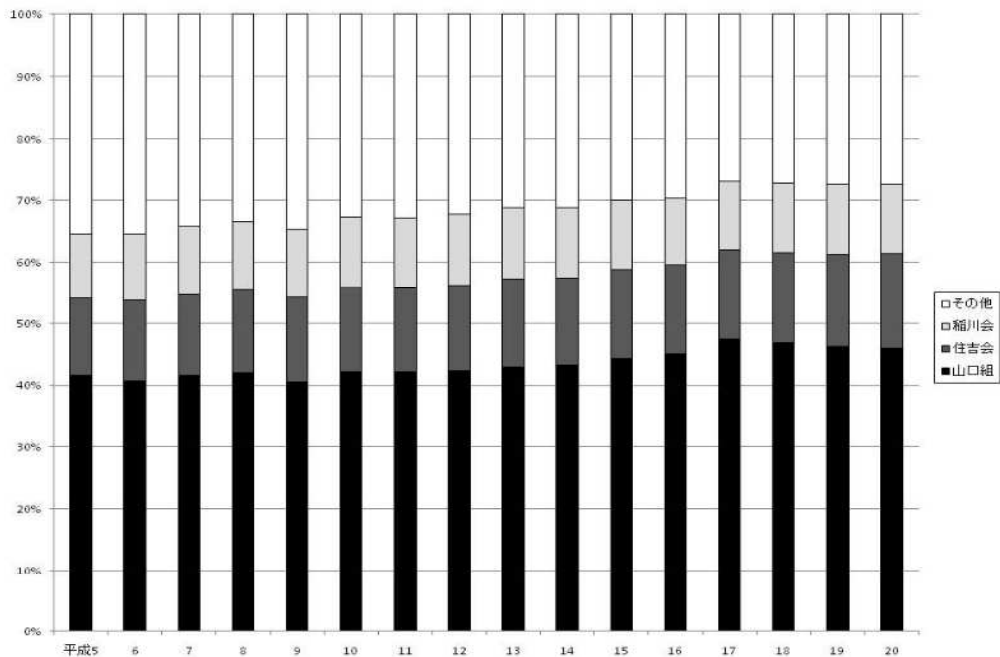
こうした最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行為に係る当該指定暴力団に対する金品等の供与、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害等についての規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為を追加すること等を内容とする暴力団対策法の一部を改正する法律案が、第169回国会に提出され、平成20年4月に衆参両院本会議においてそれぞれ原案どおり全会一致で可決、成立し(5月2日公布)、順次施行された。

暴力団構成員及び準構成員(以下「暴力団構成員等」という。)の数は、平成20年末現在約82,600人で、前年と比べ約1,600人減少した。うち、暴力団構成員の数は約40,400人で、前年に比べ約500人減少し、準構成員の数は約42,200人で、前年に比べ約1,100人減少した。

また、六代目山口組(以下「山口組」という。)住吉会及び稲川会の主要三団体による寡占化に変わりはなく、中でも山口組は、全暴力団構成員等の総数の46.0%を占め、依然として一極集中の状態が顕著である。

暴力団は、後述するとおり、薬物・銃器の密輸・密売組織や来日外国人犯罪組織と連携しつつ犯罪を敢行している。また、暴力団の周辺には、暴力団と何らかの関係の有しながら暴力団と共生し又は暴力団を支援している者(企業・個人)の存在が認められる。

【図表 1 暴力団の寡占化の状況（主要三団体の構成員等の割合）】



2 主要暴力団の動向等

(1) 山口組の動向等

山口組は、六代目組長が収監された平成17年12月以降、組織のナンバー2を中心に組織運営がなされている状況にあり、対内的には現体制への求心力の醸成強化を図る一方、対外的には他団体に対する勢力の誇示を依然行っている。

他団体との関係においては、平成20年3月から4月にかけて、埼玉県内において、山口組傘下組織関係者が刺殺されたことを発端に、住吉会傘下組織幹部に対するけん銃使用の殺人事件が発生するなど、対立抗争事件に発展した。

一方で、10月には、短期間のうちに8人の二次組織の長に絶縁や除籍の処分を下して排除した。

(2) 住吉会の動向等

住吉会は、山口組に次ぐ勢力を有し、特に関東を中心に強固な地盤を持つ団体であるが、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入するなど、関東の他の暴力団とは比較的良好な関係にある。

他方、山口組とは、同親睦団体の中では、唯一親戚縁組等の関係を持たず一定の距離を置いていることから、同組の関東進出が進む中、同組傘下組織との間で対立抗争事件が散発するなど緊張関係にある。

このような状況下、3月には埼玉県内で同組傘下組織との間で対立抗争事件が発生し、現在は一応の終結を見ているものの、山口組との緊張関係は依然として続いており、今後の動向が注目される。

(3) 稲川会の動向等

稲川会は、平成19年12月末、総裁が死亡したが、四代目会長の下に、外見上、安定した組織運営を行い、山口組等他団体との関係維持を図っているとみられる。

こうした中、有力二次組織の人事異動が行われるなど、主要幹部らの体制固めを意図したものとみられる動きが目立っており、今後の組織改編に向けた内部の権力関係が注目される。

また、年末になって東京都港区六本木に所在する総本部事務所の移転に向けた動きが表面化し、その移転先が問題となっている。

3 暴力団犯罪の特徴等

(1) 検挙状況

平成20年における暴力団構成員等の検挙人員は26,061人で、前年に比べ1,108人減少している。このうち構成員の検挙人員は7,195人で、前年に比べ571人減少し、準構成員の検挙人員は18,866人で、前年に比べ537人減少している。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別に見ると、覚せい剤取締法違反が5,728人(構成比22.0%)と最も多く、次いで傷害が3,217人(同12.3%)、窃盗が3,029人(同11.6%)、恐喝が2,014人(同7.7%)、詐欺が1,844人(同7.1%)の順になっている。

(2) 資金獲得犯罪の特徴等

ア 伝統的資金獲得犯罪の状況

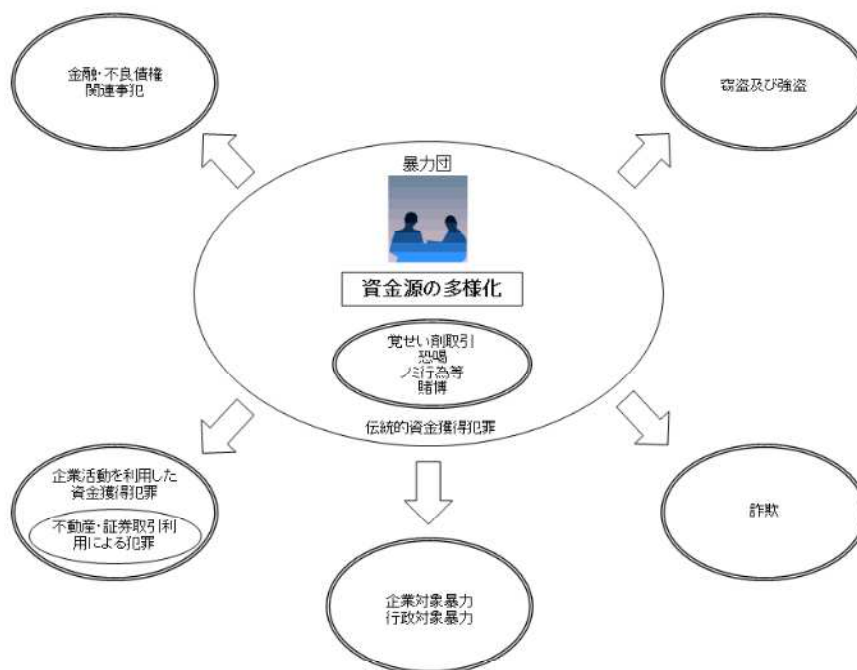
暴力団の伝統的資金獲得犯罪である覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反(ノミ行為等)が、暴力団構成員等の総検挙人員に占める割合は、近年、減少傾向にあるものの、平成20年中においても、32.7%(2,340人)と現在でも3割を超えており、これらは、依然として暴力団の有力な資金源となっていると考えられる。

イ 資金獲得活動の特徴

近年、暴力団は、伝統的な資金獲得活動に加え、暴力団が実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種の事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。また、許可、登録等の所要の手続きを経ずに、これらの企業活動を自ら行う場合もみられる。

また、最近の暴力団は、不動産取引や証券取引に係る犯罪を敢行している状況がみられる一方、バブル経済崩壊後に目立っていた金融・不良債権関連事犯の検挙件数は平成12年以降は減少傾向にあり、暴力団が、その時々々の社会経済情勢の変化に対応して、多額の資金を獲得できるポイントを巧みに探り当てながら資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

【図表2 多様な資金獲得活動】



第2 平成20年中の薬物・銃器情勢の概要

1 平成20年中の薬物情勢

覚せい剤事犯の検挙人員は減少したが、その過半数は依然として暴力団構成員等によるもの。

大麻事犯の検挙件数は過去最高を記録し、暴力団構成員等の検挙人員も大幅に増加。

来日外国人による薬物事犯の検挙人員は減少したが、イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員が増加。

(1) 総説

平成20年中の薬物事犯全体での検挙人員は、14,326人(前年比-464人)と減少した。内訳については、覚せい剤事犯(11,041人、前年比-968人)で減少したが、大麻事犯(2,778人、前年比+507人)で大幅に増加した。

覚せい剤事犯は、検挙件数(15,840件、前年比-1,089件)でも減少しているが、依然として全薬物事犯の検挙件数の76.2%、検挙人員の77.1%を占めており、我が国の薬物問題の中心となっている。また、覚せい剤の密輸事犯にあっては、従来の携帯密輸等の手口に加え、船舶を利用した大量密輸入や従来の主流であった中国ルートのほか、マレーシア、南アフリカルートなど多様なルートによる密輸が見られる。

大麻事犯は、検挙件数(3,832件、前年比+550件)、検挙人員とも過去最高を記録し、暴力団構成員等の検挙人員(858人、前年比+194人)も増加した。増加の要因としては、大麻の有害性に対する誤った認識や罪悪感の希薄化に加え、インターネットや自己栽培等により入手が容易であること、暴力団構成員等による需要に応じた大麻の密売が増加傾向にあることなどが考えられる。

来日外国人による全薬物事犯については、前年より検挙人員(623人、前年比-60人)が減少した。薬物事犯における国籍別検挙人員を見ると、イラン人が増加する一方、フィリピン人及びブラジル人が減少した。これら3カ国の検挙人員の合計(313人、-39人)は、来日外国人による総検挙人員の50.2%を占めている。

(2) 犯罪組織との関係

犯罪組織にとって、薬物は極めて大きな資金源となる。

平成20年中の覚せい剤事犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の比率は52.5%であり、また、平成20年中の暴力団構成員等の総検挙人員に占める覚せい剤事犯の比率は22.2%となっており、とりわけ暴力団が、覚せい剤事犯に深く関与していることを示している。

また、大麻事犯についても、暴力団構成員等の検挙人員は858人と大幅に

増加し、全検挙人員の30.9%を占めた。MDMA等合成麻薬事犯についても、全検挙人員の29.8%を占めるなど、暴力団構成員等が広く薬物事犯に関与していることがうかがえる。

来日外国人の国籍別の薬物事犯検挙状況を見ると、イラン、フィリピン及びブラジルの三カ国で、来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員の60.4%を占めている。中でもイラン人は、その過半数が営利犯であり、依然として覚せい剤などの薬物の密売に深くかかわっていることがうかがえる。

また、薬物の密輸においては、暴力団と海外の密輸組織が組織的に連携して行っている状況がみられる。

2 平成20年中の銃器情勢

暴力団によるものも含めた銃器発砲事件が大幅に減少。
けん銃の押収丁数が減少。特に暴力団構成員等からの押収が大幅に減少。
けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、暴力団構成員等も含め、わずかに減少。

(1) 総説

平成20年は、銃器発砲事件の発生件数(42件、前年比-23件)及び死傷者数(19人、前年比-20人)ともに大幅に減少した。また、暴力団等によるとみられるものの発生(32件、前年比-9件)も大幅に減少した。

なお、暴力団等以外の銃器発砲事件については10件(前年比-14件)と大幅に減少したが、これは、平成19年の一般人による許可猟銃等を使用した凶悪事件の多発に伴う銃器使用犯罪撲滅に向けた諸対策の推進が効を奏したものと考えられ、これが銃器発砲事件全体の減少に大きく影響している。

平成20年中のけん銃の押収丁数(492丁、前年比-56丁)は減少し、特に暴力団構成員等からの押収(166丁、-65丁)が大幅に減少した。武器庫事件(暴力団等の犯罪組織の組織管理に係る3丁以上のけん銃を押収した事件をいう。)についても、摘発件数(5件、前年比-7件)及び押収丁数(22丁、-62丁)ともに大幅に減少した。

このように、押収丁数は減少しているものの、けん銃等を使用した凶悪犯罪は後を絶たず、また、暴力団組織については、けん銃等の隠匿方法の巧妙化や組織防衛の強化に伴う情報入手の困難化など予断を許さない状況にあることから、引き続き潜在するけん銃等の摘発に向けた取組みを強化する必要がある。

(2) 犯罪組織との関係

銃器については、銃器発砲事件の76.2%が暴力団構成員等によるものであるなど、暴力団は、銃器事犯に深くかかわっている。また、来日外国人犯罪組織にあっても、薬物密売組織の被疑者宅からけん銃及び実包が発見、押収されるなど、武装化が進んでいることがうかがわれる。

第3 平成20年中の来日外国人犯罪情勢の概要

来日外国人犯罪の検挙件数、人員は過去数年減少傾向にあるが、長期的推移で見ると、1万件・5,000人以下に留まっていた平成2年以前を大きく越える水準が継続している。

国籍別では、刑法犯、特別法犯ともに中国人の検挙件数、人員が最多。

刑法犯、特別法犯とも、検挙人員に占める不法滞在者の割合は年々減少するも、侵入盗については、不法滞在者の検挙人員に占める割合は、正規滞在者の場合と比較して著しく高い。

1 総説

平成20年中の来日外国人犯罪の総検挙件数、総検挙人員は、前年と比較すると件数(31,280件、前年比-4,502件)人員(13,872人、前年比-2,042人)ともに減少し、過去数年減少傾向にあるが、長期的推移で見ると、1万件・5千人以下に留まっていた平成2年以前を大きく越える水準が継続している。

国籍等別検挙状況は、中国(台湾、香港等^(注)を除く。以下同じ。)人が総検挙件数で39.7%、人員で35.0%と、最多の状況が継続している。

罪種等別検挙状況を見ると、来日外国人犯罪で高い割合を占める窃盗犯及び入管法違反での検挙件数が、前年に比べ減少した。

注:「中国(香港等)人」とは、中国国籍を有するもののうち、香港特別行政区が発給する旅券又は香港特別行政区以外の政府(シンガポール、マレーシア等)が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

2 犯罪インフラ事犯の現状

外国人の不法入国、不法滞在の定着又は来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを助長する基盤のことを「犯罪インフラ」と呼び、その構築に資する犯罪としては、地下銀行、偽装結婚、旅券・外国人登録証明書等偽造及び不法就労助長のほか、地下病院、地下タクシー、携帯電話不正取得、偽装認知等の犯罪を「犯罪インフラ事犯」と呼んでいる。

犯罪インフラ事犯は、相当数あることから、国内に根を下ろした犯罪インフラは、不法滞在者を始め、来日外国人の犯罪に利用されていると見られる。

(1) 地下銀行

不法滞在者等が地下銀行を利用する理由は、正規金融機関等を利用する場合に比べ、身元を知られる恐れがないこと、送金額に制限がないこと、手数料が安いこと、夜間、休日等いつでも依頼を受けてくれること、迅速に本国への送金が可能であることなど、秘匿性、利便性が高いためとされており、雑貨(物産)店、食品販売店、飲食店、ビデオ店の店舗を隠れ蓑に運営されている場合が多い。

(2) 偽装結婚

不法入国のように偽造旅券を使用するなど危険な方法に頼ることなく正規の在留資格で入国し、自由に就労するため、来日外国人の不法入国、滞在及び就労の資格の取得のための主要な手口である。また、偽装結婚には、国内外の悪質ブローカーや暴力団等が介在し、その不法な資金獲得手段ともなっている。

(3) 旅券・外国人登録証明書等偽造

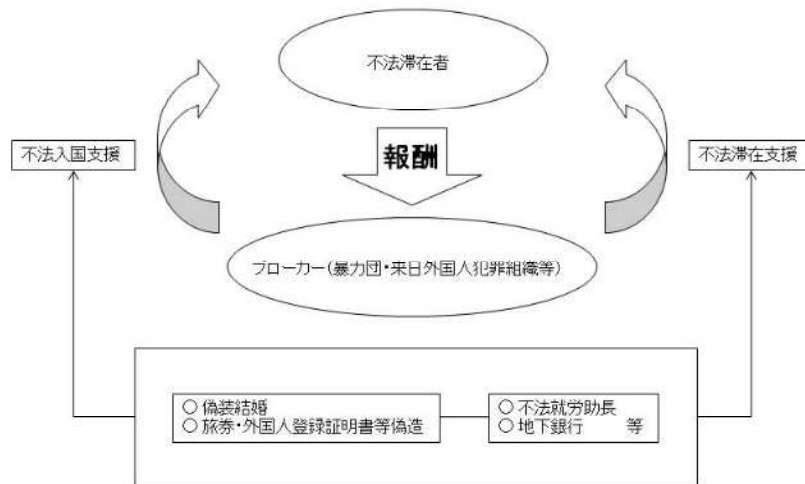
外国人登録証明書は、我が国において身分証明書として利用される場合が多く、不法滞在者が本国との活動資金や犯罪収益の受入れ・送金等を行うため、偽造外国人登録証明書等を用いて口座開設する事例も多く見られる。

旅券等の偽・変造工場は、中国等海外のみではなく、本邦内においても存在している。

(4) 不法就労助長

不法就労助長は、安価な労働力の確保を求める国内の各種事業者やこれを仲介して利益を得るブローカーが行う犯罪であるが、不法就労者は、不法滞在又は、短期滞在、家族滞在等就労の認められない在留資格で在留し、工場や建設現場、女性は風俗関係で稼働している例が一般的である。

【図表3 不法滞在を支える犯罪インフラ】



3 来日外国人犯罪組織等の動向

(1) 来日中国人犯罪組織

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍別に見ると、中国人が、総検挙件数の39.7%、総検挙人員の35.0%と最も高い割合を占めている。特に、国民の体感治安に大きな影響を及ぼす侵入強盗の検挙件数の31.3%、侵入窃盗の71.8%を中国人が占めるとともに、払出盗及び支払用カード偽造（刑法に規定する支払用カード電磁的記録に関する罪）においても、検挙件数のそれぞれ80.8%、62.4%を中国人が占めている。

検挙件数の推移では、特に侵入窃盗の件数が604件（10.9%）増加し、10年前に比べると9倍近くと高止まりの状態にある。

一方、凶悪犯は昨年よりも減少（-24件、-35.3%）した。近年は、捕まる可能性が高い資産家対象の緊縛強盗等の凶悪犯罪よりも、母国における国外犯処罰の危険性も考慮に入れつつ、法定刑が軽く、比較的簡単に大金を手に入れられるローリスク・ハイリターン型の侵入窃盗が目立つ。

中国人犯罪組織は、地縁、血縁を利用したり、稼働先と同僚等を誘い込むなどして強固なグループを形成し、明確な役割分担の下に犯罪を敢行しており、暴力団との結託も認められる。最近では、警察の取締りに対する防衛策からか、組織の小規模化・離合集散化や拠点の分散化を図るとともに、仲間同士でも本名を名乗らないなど匿名性、潜在性を高めている。

(2) 来日ブラジル人犯罪組織

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍別に見ると、ブラジル人は総検挙件数の15.3%、総検挙人員の7.8%を占め、中国人に次いで高い割合を占めている。罪種別検挙件数で見ると、特に自動車盗が33.4%、車上ねらいが48.2%、部品ねらいが95.6%と高い比率を占めており、これに覚せい剤取締法違反等の薬物事犯を伴う例が多くなっている。

過去10年間の検挙状況の推移を見ると、平成16年及び平成19年が検挙件数、人員のピークとなって増減を繰り返して、平成20年は前年より件数、人員とも減少はしているものの、中国に次いで高い割合を占めている状況は継続している。また、平成10年と比較すると、自動車盗が約2.1倍、車上ねらいが約1.4倍、部品狙いが約2.2倍と増加している。

ブラジル人犯罪組織は、ピラミッド型に形成された組織ではなく、小グループ単位で離合集散を繰り返しながら犯罪を敢行するといった構図が見られ、ブラジル飲食店やブラジル人が集まるディスコ等では、グループあるいは個人が他のブラジル人グループ等と親交し、犯罪敢行のための情報交換等を行うなど、ネットワークを形成している。

(3) 来日韓国人犯罪組織

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍別に見ると、韓国人は総検挙件数の8.7%、総検挙人員の11.6%を占め、中国人、ブラジル人に次

いで高い比率となっている。罪種別検挙件数で見ると、特に侵入強盗が18.8%、自動販売機ねらいが64.2%を占めている。

過去10年間の検挙状況の推移を見ると、平成13年から増加傾向の中、平成19年は検挙件数がこれまでの最高となり、平成20年は一転して前年に比べ504件減少(-23.3%)し、また、平成19年に急増した住宅対象の侵入盗検挙件数が減少し、また、従来から多数を占めていたすりが大幅に減少する一方で、車上ねらい、自動販売機ねらいが急増している。

短期滞在で来日し、短期間で連続的に敢行するヒット・アンド・アウェイ型のすりが来日韓国人の典型的な犯罪であったが近年減少傾向にあり、反面、空き巣等侵入窃盗や、車上ねらい等非侵入窃盗に移行している。

韓国人空き巣組織は、不良韓国人により組織的に構成された窃盗グループが、短期滞在でヒット・アンド・アウェイ的に入出国を繰り返しながら、犯行の発覚、逮捕を免れるために、犯行の都度、メンバーを入れ替えるなど、首魁の指揮統制の下、用意周到な計画に基づき広範囲に移動しながら繰り返し敢行している。

(4) 来日ベトナム人犯罪組織

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍別に見ると、ベトナム人は総検挙件数の5.7%、総検挙人員の5.7%を占めている。罪種別検挙件数で見ると、特に万引きで38.4%と高い比率を占めている。

過去10年間の検挙状況の推移を見ると、平成10年までは乗り物盗(オートバイ)が主流であり、検挙件数も高い数値を示していたが、その後乗り物盗が減少する一方で、万引きが大幅に増加したため、一時は減少した検挙件数も再び増加傾向を示している。

来日ベトナム人の犯罪は万引きが主流であるが、組織的、広域的に万引きを敢行しており、盗品の買い取り需要に応じて対象物を幅広く選定して窃取している。凶器を所持して激しく抵抗して逮捕を免れようとする状況が顕著であり、事後強盗、強盗致傷等凶悪犯罪への発展とその増加が危惧される。

(5) 来日コロンビア人犯罪組織

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍別に見ると、コロンビア人は総検挙件数の3.6%、総検挙人員の0.6%とその割合は決して高いものではないが、近年の特徴として組織的な侵入窃盗が挙げられ、今後も同種事案の発生が危惧される。

窃盗組織を構成する来日コロンビア人は、当初から犯罪目的で入国する者があり、また、彼らの入国にあたり、住居、車両、携帯電話等を提供する日本人、コロンビア人正規滞在者等が確認されており、これらの者の支援を受けながら犯行に及んでいる例がある。

犯行形態としては主に、夕刻から夜にかけて、広域かつ連続的に一般住宅等に侵入して現金、貴金属、ブランドバック、パソコン、デジタルカメラ等を窃

取る空き巣等を敢行しているが、身辺に捜査が及び気配を察知したり、目標の犯罪収益を得た場合には即時帰国するというヒット・アンド・アウェイ型の犯行が見られる。

(6) 来日パキスタン人犯罪組織

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍別に見ると、パキスタン人は総検挙件数の1.9%、総検挙人員の0.8%とその割合は決して高いものではないが、近年の特徴として組織的な自動車盗が挙げられ、今後も同種事案の発生が危惧される。

来日パキスタン人は、自動車修理・解体業、中古自動車販売業、輸出業等を経営するなどして我が国に定着しており、世界に散らばる親族等とのネットワークを活用し、主に中東、アフリカ諸国への中古車の輸出を行っている。こうした者の中には、正規の中古車輸出業を営む傍ら、海外への不正輸出を目的として組織的窃盗団を形成して広域的な自動車盗事件を敢行する者も存在し、盗んだ自動車は解体する等した上で、中古車ビジネスのネットワークを利用して輸出している。

(7) 来日イラン人犯罪組織

平成20年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍別に見ると、イラン人は総検挙件数の1.4%、総検挙人員の1.7%と割合は低いですが、特に薬物事犯の検挙件数の28.1%を占めており、組織的な薬物密売等を敢行している。

イラン人薬物密売組織は、首領による強い指揮系統の下、親族、出身地、来日後に知り合った気心知れた者等の小グループが、携帯電話を用いて客との取引場所を指定し、覚せい剤をはじめ、MDMA、コカイン、大麻等多様な薬物を販売している。首領による組織の統率力は極めて強く、配下の帰属心も旺盛で、薬物密売の客、密売地域等の争奪を巡って凶悪事件も発生している。

第4 平成20年中のマネー・ローンダリング犯罪情勢の概要

マネー・ローンダリング事犯の検挙件数はほぼ昨年と同水準。
暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪別にみると、ヤミ金融事犯、振り込め詐欺等の詐欺及び賭博場開張等図利・常習賭博が上位を占める。

1 総説

平成20年の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、不法収益等による経営支配罪1件、犯罪収益等の仮装・隠匿罪134件及び犯罪収益等の收受罪38件の合計173件となっており、前年に比べ4件減少したものの、ほぼ同水準の検挙件数となった。

組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪ごとに見ると、出資法・貸金業法違反等であるヤミ金融事犯が65件と最も多く、続いて、振り込め詐欺等の詐欺が39件、わいせつ物頒布等及び児童ポルノ禁止法違反が17件、賭博場開張等図利・常習賭博が10件と続いている。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、薬物犯罪収益等の仮装・隠匿罪10件、薬物犯罪収益等の收受罪2件の合計12件となっており、前年に比べ5件増加した。

組織的犯罪処罰法第23条の規定による起訴前の没収保全命令は、賭博、ヤミ金融事犯、わいせつ物頒布等、薬事法違反及び労働者派遣事業法違反等において44件が発出され、前年より23件の増加となっている。これらの中には、平成18年12月の改正組織的犯罪処罰法の施行により可能となった犯罪被害財産に対する起訴前没収保全命令も含まれている。

疑わしい取引の届出件数については、平成12年の組織的犯罪処罰法の施行以来年々増加してきており、20年においては235,260件(前年比+77,219件)を受理している。これに伴い、捜査機関等に対する提供件数も146,330件(前年比+47,701件)と増加した。疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数は175件(前年比+76件)(前提犯罪以外の事件を含む。)である。検挙事件のうち132件は詐欺であり、全体の75.4%を占めている。

2 暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯

平成20年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与したものは、不法収益等による事業経営支配罪で1件(前年比+1件)、犯罪収益等の仮装・隠匿罪で41件(前年比+6件)、犯罪収益等の收受罪で21件(前年比-4件)の合計63件(前年比+

3件)であり、全体の36.4%を占めている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪別に見ると、主要な犯罪としては、ヤミ金融事犯が26件、振り込め詐欺等の詐欺が11件、賭博場開張等凶利・常習賭博が9件、わいせつ物頒布等及び児童ポルノ禁止法違反が6件のほか、薬事法違反、著作権法違反、労働者派遣事業法違反等があり、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を敢行している実態がうかがえる。

(1) ヤミ金融による犯罪収益と暴力団

平成20年中のヤミ金融事犯に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与したものは、40.0%であった。

ヤミ金融を営む暴力団構成員等は、違法な高金利で利息を受領するに当たり、借受人から暴力団構成員等が管理する借名口座に振り込め入金させたり、年金受給振込口座の通帳を担保に金銭を貸し付け、その年金受給振込口座から暴力団構成員等が管理する借名口座に自動振替させるなどして、犯罪収益を隠匿している。

(2) 振り込め詐欺等の詐欺による犯罪収益と暴力団

平成20年中の振り込め詐欺等の詐欺に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与していたものは、28.2%であった。

暴力団構成員等は、振り込め詐欺において、未払いのクレジット決済料金名目、アダルトサイト会員登録の更新料又は退会料名目、被害者の親族等が株を購入するためにヤミ金融から借り入れた資金の返済名目など様々な名目により、暴力団構成員等が管理する他人名義口座へ被害者に振込入金させ、詐取した犯罪収益を隠匿している。

(3) 暴力団構成員等が関与した犯罪収益等の収受の事例

平成20年中の暴力団構成員等による犯罪収益等の収受罪については、賭博場開張等凶利・常習賭博7件、詐欺4件、売春防止法違反3件、わいせつ物頒布等2件、ヤミ金融事犯2件、恐喝1件、業務上横領1件及び競馬法・自転車競技法・モーターボート競争法違反1件となっている。

犯罪収益等の収受の形態としては、トランプカードを使用するいわゆるパカラ賭博の賭博場開張者からのみかじめ料としての収受、中小企業向け融資の信用保証制度を利用して金融機関から金員を詐取していた詐欺グループからの紹介料名下の収受、無店舗型ヤミ金融(いわゆる090金融)を営むヤミ金融業者からみかじめ料として現金の手交を受けることによる収受等にみられるように、暴力団は、みかじめ料又は紹介料名下に金銭を徴収するなどして、犯罪収益を収受している。

3 来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯

平成20年中の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、来日外国人によるものは8件（前年比+1件）で、全体の4.6%を占めている。

その内訳は、犯罪収益等の仮装・隠匿罪で6件（前年比-1件）、犯罪収益等の收受罪で2件（前年比+2件）であった。来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪別に見ると、窃盗3件、クレジットカード詐欺2件、有印公文書偽造、商標法違反及び薬事法違反がそれぞれ1件となっている。

【図表4 暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯の例】



第2章 事例を踏まえた分析等

第1 犯罪組織と共生し又は犯罪組織を支援する者

1 暴力団と何らかのつながりを有する者

最近の暴力団は、より短期間で巨額の資金を獲得することを狙い、不動産取引や証券取引に係る犯罪を敢行する等、その資金獲得活動を高度化させている。また同時に、検挙される機会を少なくするため、企業活動を仮装する等して暴力団による資金獲得活動であることを不透明化させている。

このような仮装された企業活動は、暴力団関係企業（暴力団構成員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団構成員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。）により暴力団の関与が隠ぺいされることが多いが、暴力団関係企業以外にも、暴力団の資金獲得活動に協力し又は関与する者（個人・企業）が存在する。これらの者は、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団の威力や影響力を利用することによって自らの利益獲得を図っており、いわば暴力団と共生する存在となっている。

こうした者の中には、暴力団と結託して公共事業等に係る犯罪を敢行する者、専門的な法律知識等を悪用して暴力団の資金獲得活動を支援する者、暴力団の威力を背景に行政に対する不当要求行為を行う者等も存在している。

これら暴力団と共生し又は暴力団を支援している者は、暴力団の資金獲得活動による健全な経済社会の侵食や法秩序の歪曲・破壊に加担する存在である。また、暴力団組織の末端における資金獲得活動ばかりでなく、組織中枢における資金力の拡大・強化に寄与していることが多いものとみられる。暴力団対策上、これらの者に対する取組を強化し、その実態を解明し、違法行為を検挙することは不可欠のものとなっているのである。

なお、こうした不動産・証券取引に係る犯罪に関与していた暴力団及びその共生者については、昨年後半からの世界的な経済情勢の悪化に伴い、これまでと同様の手口による巨額資金の獲得が見込めない状況となれば、さらなる資金獲得の機会を求めて、新たな分野への進出や手口の変更等を画策することも考えられることから、今後の動向に留意する必要がある。

(1) 不動産・証券取引に係る犯罪に関与した企業等

不動産・証券取引に係る犯罪は、その犯行態様によっては億単位とも言われる多額の資金を短期間で獲得することが可能であることから、暴力団にとって極めて魅力的な資金源となり得る。

平成20年中に検挙されたこれらの事例には、次のようなものがある。

【事例1】（無資格で入居者と立ち退き交渉を行った不動産会社の事例）

不動産会社A社の社長らが、弁護士でなく、法定の除外事由もないのに報酬を得る目的で、建設会社B社から同社が所有していたビルの賃借人に対する立ち退

き交渉の依頼を受け、保証金の支払い等と引き替えに賃貸借契約を破棄させる立ち退き合意の手続きをさせるなどして、法律事務を取り扱うことを業としていたことから、同社及び同社長らを弁護士法違反（非弁行為）で検挙した。

（ 3月 警視庁）

【事例2】（無登録で金融商品取引業を営んだ証券取引会社の事例）

証券取引会社役員である同社の実質的経営者が、内閣総理大臣の登録を受けずに、業として造船会社等の未公開株を販売していたことから、この者を金融商品取引法違反で検挙した。

（ 10月 兵庫）

【事例3】（企業買収をめぐる不正株式交換に関与した企業グループ実質的代表者等の事例）

パチンコ関連情報提供会社等で構成される企業グループの実質的代表者XとIT関連会社A社の社長らが、Xが実質支配する広告会社B社をA社の子会社とするにあたり、架空の売上や利益をB社に計上させ、また、債務超過状態にあったB社にXが資金拠出して増資を装わせるなどしてB社の企業価値を過大に評価し、同過大評価に基づき算定した比率でB社をA社の完全子会社とする株式交換契約を締結した上、これを正当なものとする虚偽の内容を含む公表を行うなど、有価証券の取引のため偽計を用いていたことから、A社及びXらを証券取引法違反（偽計）で検挙した。

（ 2月 大阪）

【事例1】におけるB社は、東証2部上場の建設会社であるが、都心の老朽化した商業ビルを購入し、入居している賃借人の立ち退き完了後、その敷地を転売することで利益を得ることを計画し、別の不動産会社C社を経由して、いわゆる地上げ専門業者であるA社にその立ち退き交渉を業務委託していたものである。

また、A社が各賃借人らと立ち退き交渉するに当たり、A社が何ら交渉資格を有していないことから賃借人らが立ち退き交渉に応じないことが考えられたため、3社で事前協議を行い、A社とC社がB社から本件ビルを購入し、賃貸人の地位を継承するとした内容虚偽の不動産売買契約書を作成、A社社長らは、各賃借人らに対し同契約書を提示し、「当社が本ビルの所有者となった」等と称して各賃借人を信用させた上、同ビルの環境を故意に劣悪な状態にするなどの嫌がらせ行為を繰り返しながら各賃借人に対して立ち退き交渉を強引に行っていた。

本件ビルには当初、特許事務所のほか弁護士事務所等数十の入居者があったが、A社による交渉により、約1年の短期間で全ての入居者が立ち退いており、入居者の退去後、B社は同ビルを解体し、更地として土地を売却して多額の利益を得ている。

A社へは、本件立ち退き交渉の報酬として、賃借者へ支払う立ち退き金を包含した39億円以上がB社から送金されていたが、その報酬額については立ち

退き金を差し引いた出来高払いとし、これを親族の個人口座等を利用して入出金の状況を複雑化させる等、報酬額の特定が困難となるような工作がなされていた。捜査の結果、収益の一部は、A社社長から山口組傘下組織構成員へ送金されていた事実が判明している。

これらの犯罪収益に関しては、組織的犯罪処罰法を適用し、A社社長を相手方とする没収保全命令（債権額約9,260万円）及び同人らの預金債権に対する追徴保全命令（追徴保全額～A社には約39億円、C社には約1億2,500万円）を裁判所に請求、決定を受けて没収保全等した。

【事例2】における証券取引会社は、総会屋グループから未公開株の販売を委託され、金融商品取引業の登録をしないまま、全国各地の不特定多数の顧客を電話等で勧誘し、複数銘柄の未公開株合計45株を約600万円で販売していたものであるが、同社関連の口座には全国の個人投資家らから1億円を超える金額が入金されており、余罪についても捜査中である。

同社及び同社の実質的経営者である役員の口座からは、ほぼ毎月20万円～30万円が山口組傘下組織構成員名義の口座へ入金がなされており、暴力団の資金源となっていたものとみられている。

同社は、平成13年4月に有価証券の売買等を目的に設立された会社であるが、旧証券取引法（現金融商品取引法）に基づく証券業の登録はなされていなかった。

【事例3】においては、山口組傘下組織の元幹部で現在も山口組最高幹部らと親交を有するXらが、B社を株式交換によりA社の子会社とするにあたり、B社の企業価値を過大に評価した上、両社の間で締結された株式交換契約に基づく新株発行が正当なものである旨公表しようと企て、Xが実質支配する企業グループ会社間で行われた取引にB社を名目上介在させてB社に売上やこれに基づく利益を計上し、将来的にB社の業績が飛躍的に向上するかのような外見を作出していた。

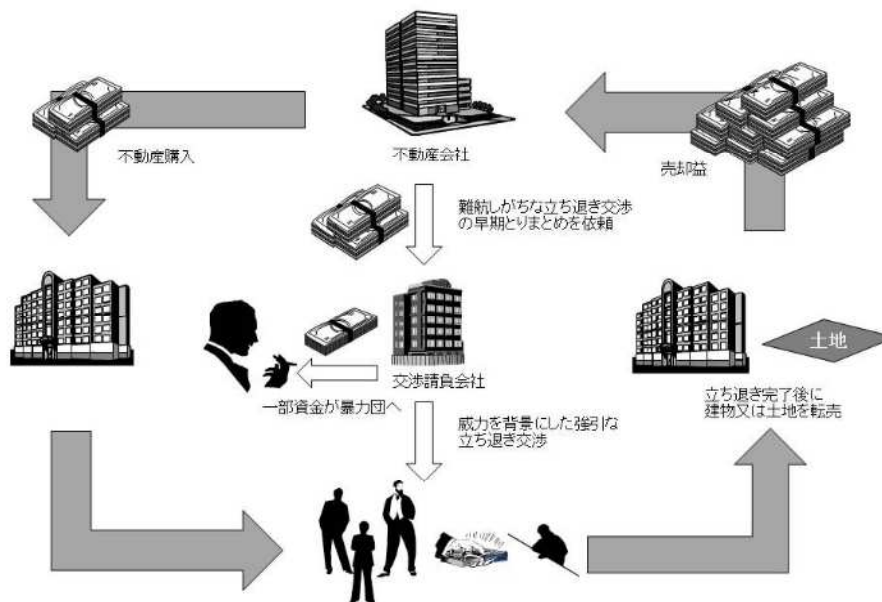
また、B社が債務超過状態にあったところ、Xが7,000万円を拠出して増資を装うなどした上、A社の取締役会を経てB社との間でB社の企業価値を過大に評価した株式交換比率でB社を完全子会社化する株式交換による契約を締結し、さらには、東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスであるTDnetによりB社が同契約を締結した旨を公表するに際し、「両当事社は、監査法人の算定が公正妥当であると判断し、B社1株に対してA社1,481,25株を割り当てて株式交換を行う。」旨の虚偽の内容を含む公表を行うなどし、もって、有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

過大評価によるB社の企業価値は約8億円とされており、A社は株式交換契約に基づき約8億円相当の新株を発行したが、本来B社経営者に渡るべきこれらの新株はXが取得した上で全て売却されており、XからB社経営者へは、手数料として合計4,500万円の現金が支払われたのみであった。

これらの事例からは、暴力団と共生する不動産会社や証券取引会社が、不動産・証券取引に関する専門的知識や各種取引制度を悪用し、時に企業の保有す

る資金をも投入しながら、暴力団と結託して経済不正事案を敢行し、多額の資金を獲得している実態がうかがえる。

【図表5 不動産取引に係る犯罪に絡む暴力団の資金獲得活動の一例】



(2) 公共工事等に係る犯罪に関与した企業等

一部の暴力団は、いわゆるバブル期以降、暴力団関係企業等を利用して建設業界へも進出している。これらの暴力団関係企業等には、暴力団の構成員や元構成員により経営されているものが多いが、構成員等ではないものの、暴力団と親交を有し、暴力団と結託する企業もある。これらの企業は、巨額の資金が投入される公共事業等において、暴力団の威力や影響力を背景に、談合や下請け工事への参入を強要する等して資金獲得を図っている。

平成20年中に検挙されたこれらの事例には、次のようなものがある。

【事例1】(公共工事の下請発注を強要した土木建築工事会社経営者等の事例)

土木建築工事会社の実質的経営者である東組傘下組織幹部が、同社役員らと共に共謀の上、国土交通省発注に係る臨港道路築造工事及び岸壁地盤改良工事を受注した各元請業者の現場代理人等に対し、工事の妨害などをほのめかしながら脅迫し、自身が実質的に経営する会社を下請工事を受注させようとしたことから、同幹部らを強要未遂で検挙した。

(8月 大阪)

【事例2】(公共工事における談合に関与した建設会社経営者等の事例)

建設会社の実質的経営者である山口組傘下組織組長らが、県発注の道路整備事業工事に関する指名競争入札に際し、県から指名された他の入札参加者らと共に共謀

の上、公正な価格を害する目的で県の土木事務所等において、面談等の方法により落札予定業者を決定し、他の入札参加業者は落札予定業者の入札価格を上回る価格で入札することを協定していたことから、同組長らを談合で検挙した。
(2月 奈良)

【事例1】における東組傘下組織幹部は、自身が実質的に経営する土木建築工事会社の役員らと共謀の上、国土交通省発注に係る工事を受注した元請業者の現場代理人等を脅迫して、自身の会社の下請工事を発注させようと企てたものであるが、同幹部自身は脅迫の現場には姿を現すことなく、同社役員らをして現場代理人等と面談させ、自社への下請工事発注を強要させていた。

面談に際しては、「こっちの要望は地元の業者を使ってということだ。もう隙間ないんか。」「これ今から断固反対ってやったら、お宅らも迷惑かかりませ。」「ご協力、こっちに対してしてくれるということやったら、僕らも右へならえとするわけです。それでもと言うことであれば、僕らもそれなりの対処を取らせてもらいますって言う話しやねん。」「こっちが納得いく答えやったら、何もせいへんしね。」「うちかて団体使わなあかんから、団体も使うていく。いろんな団体がある。」等と語気鋭く申し向け、もしその要求に応じなければ現場代理人等の財産、自由等に危害を加えかねない氣勢を示して脅迫し、同人らを畏怖させたものである。

なお、本件では、現場代理人等が警察に届け出たためにその目的を遂げなかったものであるが、脅迫に加担していた役員1人は本件とは別に、同じ公共工事に係る電気工事現場において、交通整理をする警備員の誘導方法に因縁をつけ、現場責任者に対し「警備を替えると言っている。」「『替えます』でなかったら仕事でけへんことになる。」「工事やる場所の前に車を置いたら、工事車両が入られへんやろ。工事とまりますわな。」等と脅迫して同工事を2日間中断させ業務を妨害し、同役員が指定する警備会社と警備請負契約を締結させていたことから、強要で検挙した。

【事例2】における山口組傘下組織組長が実質的に経営する建設会社は、平成19年6月に同組長が児童扶養手当不正受給事件で検挙されたことに伴い、3ヶ月の指名停止処分となり、その後同社が許可更新を行わなかったことから建設業許可が取り消されていた。このため、同組長は、本件で工事を落札した建設会社の代表者と事前に謀議し、落札の際には落札価格の2割5分を同組長が、1割を名義貸料として同代表者が取得するとの約束をなした上、同建設会社の代理人として入札に参加して落札したものである。

しかしながら、落札後同組長は、当初の約束を反故にして同代表者が取得するとしていた1割相当額をも喝取しようとして、落札価格の2割5分に相当する290万円を持参した同代表者に対し、「1割足りんやないけ。われ、ヤクザからカスリ取ろうと思っとんかい。1割渡せへんて言うねんやったらドタマ撃ち抜くぞ。」等と怒号して脅迫し、現金を喝取しようとしたものであり、恐喝未遂でも検挙した。

また、同組長は本件の他、河川改進黨業工事に關する一般競争入札において、入札参加者と共謀の上、面談等の方法により落札予定業者を決定し、他の入札参加業者は落札予定業者の入札価格を上回る価格で入札することを協定して談合を行っていたことから、関係者らとともに検挙した。

これらの事例からは、暴力団と結託する建設業者らが、公共事業の入札や工場の現場等において、暴力団とともに相手の弱みや些細な不手際等をとらえて因縁を付け、暴力団の威力を背景に恐怖心を煽り、困惑させ、精神的に追い詰める等しながら、談合を采配し、或いは不当な要求を受け入れさせていく実態がうかがわれる。

(3) 暴力団を法律面で支援する者

暴力団が暴力団関係企業等を利用して資金獲得活動を行うに際しては、一般企業を仮装して暴力団との関係を隠ぺいすることも多いが、そのためには事業に係る許認可や届出等の手続を形式上適正に行い、通常の企業同様の体裁を整える必要がある。暴力団関係企業の中には、経営実態のないもの、借入債務が多額となっているもの等もあり、内容虚偽の書類を提出する等の違法な手段で必要な許可等を得ようとする例もみられるが、こうした事務処理には、関係法令や手続に関する専門的な知識と経験が必要であることから、暴力団の周辺には、こうした法律面で暴力団を支援している者も存在している。

また、こうした者の中には、暴力団と結託してその法的知識を悪用し、文書偽造や虚偽申請等の手段により他人の財産や権利を詐取しようとする者もいる。

平成20年中に検挙されたこれらの事例には、次のようなものがある。

【事例1】(韓国女性に偽装結婚に關与した行政書士の事例)

日本での長期在留資格を得るために韓国クラブのホステスらが偽装結婚していた事案で、その手続きを代行するなどしていた行政書士を、偽装結婚斡旋ブローカー、韓国女性ホステス及びその相手方となっていた山口組傘下組織構成員らとともに、電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙した。

(5月 兵庫)

【事例1】においては、日本人偽装結婚斡旋ブローカーが韓国クラブのホステスから依頼を受け、その相手方となる日本人男性を見つけては、行政書士に報酬を払った上で手続を行わせ、複数の偽装結婚を敢行していた。行政書士は、韓国女性ホステスが日本人配偶者の資格を得るために行う偽装結婚だと承知しながら、その手続きを行った上で、「昔は簡単に手続ができたが、今は近所への聞き込みもあるので、入管の調査が終わるまでは恋人以上、夫婦未満の関係を続けるように」、「ばれた場合は、結婚する意思があったと言い通せば偽装にはならない」等のアドバイスを行っていた。

また、偽装結婚を依頼した韓国女性ホステスは、ブローカーに約160万円を

支払っており、偽装結婚の相手方となった山口組傘下組織構成員は、そのうち報酬として140万円、行政書士は約8万円、ブローカーは約10万円強をそれぞれ報酬として受け取っていた。

本事例からは、法律や手続等に関する専門的知識と職権を有する者が、暴力団を法律面から支援し、その違法な事業活動や資金獲得活動を支援している状況がうかがわれる。

(4) 行政対象暴力に関与した企業等

近年、暴力団は、地方公共団体等の行政機関やその職員を対象として不当要求行為を行う行政対象暴力へも、その資金獲得活動の範囲を広げており、行政機関の有する許認可、指導監督、公金支給等の権限を自己又は第三者の有利となるように行使させることにより資金の獲得を図ろうとしている。

こうした行政対象暴力においても、暴力団による資金獲得活動に協力し、又は関与する企業や個人が存在する。

平成20年中に検挙されたこれらの事例には、次のようなものがある。

【事例1】(通院移送費詐欺事件に関与したタクシー会社経営者等の事例)

障害年金及び児童手当以外に収入がなく、市から生活保護法に基づく生活保護決定を受け、生活保護費及び通院移送費を受給していた元山口組傘下組織構成員が、その妻と共謀の上、上記以外の収入を得るようになってからもこれを届け出ず、生活保護費等の支給を受けるとともに、介護タクシー会社の経営者らと共謀の上、通院移送の事実がないのにあるかのように装った通院移送費請求書を提出する等して通院移送費の支給を受けていたことから、同元構成員らを詐欺で検挙した。

(2月 北海道)

【事例2】(市議会議長に対する職務強要事件に関与した清掃業者の事例)

住吉会傘下組織の事務所に入りしていた清掃業者が、同組織組長と共謀の上、市議会議長を脅迫して辞職を迫ったことから、職務強要で検挙した。

(4月 栃木)

【事例1】における元山口組傘下組織構成員とその妻は、夫婦が個別にマイカーを運転、或いは病院近くのマンション等から通院するなどしており、介護タクシーによる長距離搬送の事実がないのに、あたかも介護タクシーにより通院していた如く装って通院移送費を市に請求し、1年7ヶ月の間に約2億円を詐取していたものである。

同夫婦は、不正に受給した生活保護費等でマンションを借り、車数台を所有し、覚せい剤を購入していたほか、詐取金の一部を山口組傘下組織へ送金していたことが判明している。

また、介護タクシー会社の経営者は、移送費が振り込まれると自らATMを操作して払い戻し、その一部を上記構成員に分配金として支払い、残りを自分

の分け前として着服しており、詐取した移送費を新たな会社の設立資金にも充当していた。

【事例2】においては、住吉会系傘下組織組長が、市が発注した大型店舗解体工事を落札した建設会社に対して、同組織構成員をして自らと親交の深い業者を同工事の下請けに参入させるよう要求したが断られたことから、発注者である市議会議長らに不当要求の矛先を向けたものである。

同事務所に入入りする清掃業者は、同組長と共謀の上、市議会議長に電話をかけ、「4月10日には議員を辞職してくださいよ。親分に火がついている。辞職しないと、会社の方もおかしくなるよ。本当は戦争状態なんだから、こんなこと言わないんだよ。親分の最後の情けで電話している。」「社会的に抹殺されるよ。地位も名誉も無くなるということだよ。新聞記者も我々の味方だよ。あなたは、もっと窮地に陥る。」などと乱暴な口調で約2時間にわたり脅迫を加えていた。

これらの事例からは、暴力団と結託した企業等が、行政機関に対する不当要求や虚偽申告等によって資金の獲得を図るとともに、意にそわない相手に対しては、暴力団の威力を背景に、執拗に恫喝を繰り返す等して相手を精神的に追い詰めていく実態がうかがわれる。

(5) その他の犯罪に関与した者

暴力団と共生し又は暴力団を支援する者の中には、上記以外にも、様々な犯罪に関与している者が存在しており、その形態も多様である。

平成20年中に検挙された事例には、次のようなものがある。

【事例1】(偽装養子縁組による運転免許証不正取得事件等に関与したNPO法人の事例)

山口組傘下組織幹部とNPO法人(特定非営利活動法人)の理事長らが共謀の上、無職の男性に偽装養子縁組をさせ、不正に記録された戸籍を悪用して虚偽の運転免許証の交付を受け、同虚偽運転免許証を使用して消費者金融からキャッシングカードを詐取し、現金を引き出して窃取していたことから、同幹部及び理事長らを公正証書原本不実記載等で検挙した。

(5月 大阪)

【事例2】(巨額横領事件に関与した土地改良区職員の事例)

土地改良区職員が、山口組傘下組織幹部及び同組織構成員である同人の長男と共謀の上、同土地改良区名義の普通預貯金口座等から払い戻した現金合計約7億2千万円を着服横領していたことから、同人らを業務上横領等で検挙した。

(8月 徳島)

【事例1】における無職の男は、働いていた店の金を使い込み、経営者の知り合いの暴力団組員から「戸籍を変えて運転免許証をとれ、サラ金から金を取って返済しろ」と言われてNPO法人の理事長を紹介されたものである。

本件は、同理事長のほか、同NPO法人の理事や元理事で山口組系組織構成員らが共謀の上、金融機関から金員等を詐取する目的で敢行したものであり、無職の男は、同理事長から指南を受け、鉛筆で下書きされた養子縁組届を書いて提出する等して、養子縁組、分籍、離縁等を繰り返していた。また、偽装養子縁組により改姓された戸籍を悪用し、住民票の写しを添付して改姓後の氏名により原付運転免許証の交付を受け、同免許証を使用して消費者金融会社から現金総額約500万円を詐取していた。詐取した現金は全て、同理事長らに渡しており、同人は、報酬として約10万円を受け取っていた。

同NPO法人は、訪問介護、住宅介護支援等を目的として設立された法人であるが、そうした事業に関する活動実態は見られなかった。

【事例2】における土地改良区職員は、山口組傘下組織の構成員である長男から、「借金を返さないと知人に迷惑をかけるから、土地改良区の金を使い込んででも準備してくれ」等と幾度となく懇願され、その都度土地改良区の金を横領し、長男に渡していた。

横領された現金の大半は、同長男から山口組傘下組織幹部にわたっており、住宅など複数の建物の新築費用や高級車の購入費用等に費消されていた。

これらの事例からは、暴力団と結託した企業等が、資金獲得のためのあらゆる手段を画策している実態とともに、暴力団が不法な資金獲得活動に利用出来る立場や地位にある者を虎視眈々と狙っており、威力を背景にそれらの者を共犯者として取り込み、犯行に加担させている実態がうかがわれる。

2 来日外国人犯罪組織等と何らかのつながりを有する者

我が国における来日外国人犯罪組織は、従来から強盗、侵入盗、自動車盗、カード偽造等の犯罪を敢行しているが、これらの中には、犯行をより容易にし、或いはより多くの利益を得る目的で、日本人犯罪組織と連携して犯行に及んでいる例がみられる。

また、来日外国人の侵入盗組織において、犯行供用車両の調達と運行を担っている日本人の例や、来日外国人のクレジットカード使用詐欺組織において、商品の購入役となっている日本人の例等、実行グループの一員となっている日本人も存在する。

さらには、来日外国人と結託し、携帯電話の不正契約や偽装結婚の斡旋等、いわゆる犯罪インフラを形成することとなる犯罪を敢行する日本人も存在している。

これらの者は、いわば来日外国人犯罪組織等と共生し又は支援する者であり、その実態を把握、分析し、対策を講ずる必要がある。

平成20年中に明らかになった来日外国人犯罪組織等と共生し又は支援する者の関与がみられた事例には、次のようなものがある。

なお、このような者の典型的なものとして、暴力団構成員等があるが、これについては、第2で後述するので、参照されたい。

(1) 来日外国人犯罪組織と連携した日本人犯罪組織の事例

【事例1】(ナイジェリア人自動車解体業者に盗難車両を買い取らせていた日本人窃盗グループの事例)

日本人窃盗グループが、普通自動車を窃取の上、ナイジェリア人が経営する自動車解体工場に持ち込み、同ナイジェリア人社長が盗品であることを知りつつ同車両を買い取っていたことから、日本人窃盗グループメンバーを窃盗、ナイジェリア人社長を盗品等有償譲受けて検挙した。

(8月 茨城)

【事例2】(ブラジル人窃盗グループから盗品を買い取っていた日本人買い取りグループの事例)

日本人中古自動車販売業者らが、盗品であることを知りながら、ブラジル人窃盗グループが窃取したカーナビゲーションを買い取っていたことから、ブラジル人窃盗グループメンバーを窃盗、日本人中古自動車販売業者らを盗品等有償譲受けて検挙した。

(7月 静岡、愛知)

【事例1】におけるナイジェリア人社長は、中古車を解体して海外に輸出していたものであるが、本件においては時価100万円相当の車両を20万円で買い取っており、より多くの収益を得るために、盗難車両と知りつつ格安で買い取っていたものとみられる。

また、同社長が経営する自動車解体工場の捜索においては、本件以外の盗難被害車両のパーツ等も発見され、捜査の結果、同車両を窃取した別の日本人も窃盗で検挙しており、同社長は、繰り返し盗難自動車を買取っていた状況がうかがわれ、自動車窃盗犯にとっては、都合の良い盗難車両の処分先となっていたものと思われる。

【事例2】における窃盗グループは、ブラジル人首魁の下、同様の窃盗事件を敢行していた複数の窃盗グループのうちの一つであり、盗品の処分にあたっては、同首魁らが仲介、立ち会いの上で買い取りグループと接触し、盗品を売却していたことから、同首魁らを盗品等処分あっせんして検挙するとともに、別の窃盗実行グループについても窃盗で検挙した。

日本人買い取りグループは、ブラジル人窃盗グループからカーナビを買い取り、買い取り額のほぼ倍の値段でインターネット販売していた。同買い取りグループの一人は山口組傘下組織構成員であり、収益の一部が別の山口組傘下組織の構成員名義の口座に振り込まれていたことも判明していることから、引き続き捜査継続中である。

(2) 来日外国人犯罪組織と結託した日本人の事例

【事例1】(中国人窃盗グループの運転手をしていた日本人の事例)

主として一般住宅を対象にバール等を使用して室内に侵入し、現金、貴金属等を窃取していた中国人窃盗グループを検挙するとともに、同グループに雇われて犯行時の運転手をしていた日本人を窃盗（空き巣）の共犯者として検挙した。

（6月 奈良、京都、滋賀）

【事例2】（中国人偽造カード使用詐欺グループにおいて商品購入役をしていた日本人の事例）

中国人偽造カード使用詐欺グループの一員として、中国人メンバーが作出した偽造クレジットカードを使用して、家電量販店等において商品を詐取していた日本人を、同グループの中国人らとともに不正作出支払用カード電磁的記録供用・詐欺で検挙した。

（9月 大阪）

【事例3】（タイ人女性に係る人身売買事案に関与した日本人の事例）

タイから引率したタイ人女性を他人名義の旅券を使用して入国させ、タイ人のスナック経営者に売り渡した日本人を、このスナック経営者とともに人身売買で検挙した。

（1月 長野）

【事例1】における中国人窃盗グループは、施錠された一般住宅の勝手口をバール等でこじ開けて侵入し、全室物色散乱の上、現金、貴金属等を窃取する空き巣を広域的に連続敢行していたものであるが、犯行時の運転手として無職の日本人男性を雇い入れ、同人名義で借り受けたレンタカーを使用して犯行に及んでいたものである。また、同中国人窃盗グループは、日本人のタクシー運転手に「アルバイトをしないか」等ともちかけ、同人運転のタクシーを使用して犯行に及んでいたことも判明したことから、同人についても窃盗の共犯で検挙した。

【事例2】における中国人詐欺グループは、偽造カードを作出するとともに犯行の一切を指示する首謀者、偽造カードを使用して商品を詐取する日本人の買い子及び買い子の犯行を見張る見張り役と役割分担がなされた上で、犯行に及んでいた。犯行に使用する偽造カードが日本人名義であるため、店員に怪しまれないよう日本人を買い子としてグループに引き入れるとともに、買い子が偽造カードを持ったまま逃走したり、勝手に別の商品を詐取したりすることのないよう、中国人の見張り役が買い子の行動を監視していたものである。買い子役の日本人は、犯行時に使用するレンタカーを同人名義で借り、運転手も務めていた。

犯行に使用された偽造クレジットカードのデータは、海外においてスキミングされたものであることが判明しており、背後に国際的な犯罪組織があるものとみて、引き続き捜査継続中である。

【事例3】における日本人は、タイ人の被害女性をタイから我が国へ入国させ、タイ人経営のスナックまで引率し、同所において被害女性を230万円と同スナック経営者であるタイ人に売り渡したものであり、報酬として約10万円を受け取っていた。

タイ人のスナック経営者は、タイの人身売買ブローカーの斡旋を受け、被害女

性をホステス兼売春婦として働かせて利益を得る目的で買い受けたものであり、ブローカーの指示により、引率してきた日本人男性に10万円を支払ったほか、代金230万円については、地下銀行を通じてタイへ送金していた。

本件は、無許可でスナックを営業するとともに、不法残留のタイ人女性等をホステス兼売春婦として稼働させていた同スナックの経営者を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）違反（無許可営業）等で検挙したことにより判明したものである。

(3) 犯罪インフラに係る犯罪に関与した日本人の事例

【事例1】(スリランカ人グループと結託して不正に携帯電話を契約していた日本人携帯電話販売代理店店長らの事例)

携帯電話販売代理店店長らが、スリランカ人グループと共謀の上、店舗内において同グループのスリランカ人から携帯電話の購入申込みを受け、提示された外国人登録証明書に記載された氏名、生年月日と異なる氏名、生年月日を店内の端末機を介して携帯電話会社のデータベースサーバーに登録し、不正に携帯電話を契約していたことから、同店長ほか日本人従業員及びスリランカ人を私電磁的記録不正作出、同供用等で検挙した。

(2月 千葉)

【事例2】(中国人と日本人との偽装結婚斡旋組織の首魁となっていた日本人の事例)

中国人に日本人との偽装結婚で本邦在留資格を不正に取得させる目的で、婚姻する意思のない日本人を偽装結婚の相手方として斡旋し、虚偽の婚姻届を提出する等していた偽装結婚斡旋組織の日本人首魁らを、電磁的公正証書原本不実記載・同供用等で検挙した。

(6月 埼玉)

【事例1】における日本人店長は、近隣系列店舗を統括するエリアマネージャーであったが、会社の利益を上げる目的で、自らスリランカ人グループに「契約に来てもらいたい」等と電話をかけ、自身の店舗で不正に契約を行った後は、引き続き近隣の系列店舗へ向かうよう依頼し、同系列店に対しても不正契約を指示していた。

同携帯電話会社にあっては、契約限度台数を1人5台までとしていたが、販売代理店店長らが共犯者となって虚偽の氏名等を入力することにより、規定台数以上の契約を行っていた。同手口により同スリランカ人グループは携帯電話の不正契約を繰り返し、取得した携帯電話については、不法滞在の外国人やリサイクルショップへ転売して利益を得ていた。

このように不正に契約、転売された携帯電話については、実際の使用者の特定が困難なことから犯罪に使用される可能性も高く、本事案からは、この種事案がいわゆる犯罪インフラを創出する根源ともなっている現状がうかがわれる。

【事例2】における偽装結婚斡旋組織にあっては、中国から帰化した日本人が中国側における首魁として日本行きを希望する中国人を募集し、日本側組織がその相手方となる日本人を紹介する形で組織的に偽装結婚を斡旋しており、中国で挙式した後、日本国内で内容虚偽の婚姻届を提出した上で、中国人を「日本人の配偶者等」の在留資格で入国させていた。

不正入国にあたっては、偽装結婚させる中国人から費用として約120万円を受け取り、配偶者役の日本人に報酬として60万円から80万円を渡していた。

また、日本人の配偶者と偽装して不正入国させた中国人の在留期間更新許可申請にあたり、偽装配偶者である日本人の稼働状況では在留期間更新許可が取得できないことから、この日本人に一定の収入があるよう装った源泉徴収票等を偽造して入国管理局に提出していたことから、偽装結婚斡旋組織首謀者らを有印私文書偽造、同行使でも検挙した。

同組織は、日本人の配偶者等であれば永住許可を取得するに際して、原則10年とされている在留要件が緩和される特例を悪用し、日本人の配偶者を偽装して不正入国させた中国人について、在留期間更新許可手続を経て、最終的には「永住者」の在留資格を取得させることを目的としていたものである。

これらの事例からは、来日外国人犯罪組織と日本人犯罪組織が、相互の利害を一致させながら結託している実態や、来日外国人犯罪組織が日本人を勧誘して組織に取り込み、日本人でなければ困難な役割等を担わせている実態とともに、日本人が関与する携帯電話の不法契約や偽装結婚等の事案により、新たな犯罪インフラが創出されている実態がうかがわれる。

【図表6 来日外国人犯罪組織と共生又は支援する者の例】



第2 暴力団構成員等と来日外国人犯罪者等との連携等の実態

来日外国人による犯罪の検挙件数は、ここ数年やや減少に転じているところであるが、より長期的な推移を見ると増加基調にあり、また、来日外国人の刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合も6～7割と依然として高く、来日外国人犯罪者が、引き続き犯罪組織を形成して組織的な犯罪を敢行している状況にある。このような中、強・窃盗、薬物の密輸・密売、偽装結婚、偽造カードを利用した詐欺等の犯罪において、暴力団構成員等が来日外国人犯罪者と共犯関係を構築し、連携して犯罪を敢行している例がある。

これらの組織は、今後も組織間の連携を深めていくおそれがあることから、その実態の把握に努め、その撲滅を図っていく必要がある。

警察においては、関係各都道府県警察による部門を越えた情報交換を図り、情報を共有、活用するなど、これら犯罪組織間の連携の実態を的確に把握・分析し、合・共同捜査を実施するなどして、これら犯罪組織の壊滅を図っていくこととしている。

1 強・窃盗事件における連携

強・窃盗事犯では、メンバー構成や組織が流動的に変遷する来日外国人犯罪組織が、その犯行手口も次々と変えつつ犯行を繰り返していく中で、利害の一致する暴力団構成員等とも結託して犯罪を敢行している例がある。このような事例には、両者が一体となって犯罪組織を形成し、犯行に及んでいる例のほか、自動車盗及び盗難車両不正輸出の事例では、車両の盗難までを暴力団構成員等の犯罪グループが行い、盗難車両の買い取りから不正輸出までを来日外国人犯罪組織が行う等、双方の犯罪組織が役割分担した上で、連携して一連の犯罪を敢行している例もある。

このように暴力団は、様々な形態で来日外国人犯罪組織との協力・連携を強めているものとみられる。

平成20年中に検挙した強・窃盗事件における暴力団構成員等と来日外国人犯罪者との連携の事例としては、次のものがある。

【事例1】(稲川会傘下組織幹部らと中国人犯罪組織による屋内緊縛強盗事件)

稲川会傘下組織幹部らが、中国人犯罪組織と結託し、クラブに客を装って侵入し、店内にいた同店経営者及びホステス並びに客らの目、口、手足を粘着テープで緊縛するなどして、現金等を強取したことから、建造物侵入、強盗で検挙した。

(2月 警視庁)

【事例2】(山口組傘下組織幹部とナイジェリア人らによる海外輸出を目的とした広域組織窃盗事件)

貿易商を営むナイジェリア人と山口組傘下組織幹部らが結託し、同人等の指揮統制の下、傘下の構成員やナイジェリア人、スリランカ人等で組織された実行犯グループが、近畿圏を中心に、建設重機、ワゴン型自動車、発電機等の工業用建設機械等を窃取した上、コンテナ詰めして海外へ不正輸出していたことから、平成20年8月までに、同幹部及びナイジェリア人、スリランカ人らを含む合計5

3人を窃盗及び盗品等有償譲受けで検挙した。

(9月 京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、三重)

【事例3】(住吉会傘下組織組長らによる広域オートバイ盗事件)

住吉会傘下組織組長らが、都内及び関東近県の路上に駐車してあるオートバイ(主にオフロード車、カブ)を窃取していたことから、同組長ら4人を窃盗で逮捕するとともに、それらの盗品バイクを買い取るなどしていたガーナ人を盗品等有償譲り受け等で逮捕した。

(5月 警視庁、埼玉)

【事例1】は、稲川会傘下組織幹部らが中国人犯罪組織と結託して敢行した緊縛強盗事件であるが、同中国人犯罪組織は、平成17年頃から首都圏のドラッグストア等を狙って万引きや緊縛強盗事件等を繰り返していたグループであった。同中国人組織は犯行を繰り返す中で、移動時に警察官の検問や職務質問にあっても不審がられず、交通事情にも詳しいという理由から日本人運転手を探すようになり、人づてに紹介を受けた稲川会傘下組織構成員が、最初は万引きの運転手として犯行に加担していたものであるが、次第に組織ぐるみで強・窃盗の犯行にも加担するようになっていったものである。

同組織は、近年、中国人向けの物産店などが急増しているJR池袋駅北口周辺を拠点にした中国人元留学生グループで構成されており、同グループは、池袋の中国料理店やインターネットカフェなどにたむろして、これらの店で犯行の計画を練っていた。

本件には、さらに数人の中国人男女が関与していたとみられることから、引き続き捜査継続中である。

【事例2】では、山口組傘下組織幹部らが窃盗グループを結成し、盗難車両等の保管場所兼作業場所である通称「ヤード」を管理するナイジェリア人貿易商やスリランカ人貿易商からの注文を受けた同幹部の指示により、実行犯グループが共犯者を組み替えながら自動車盗等を連続的に敢行していた。

また、本事例では、同幹部を首魁とする窃盗グループ以外にも複数の窃盗グループが存在し、グループごとに主たる目的物が異なるとともに、それら盗品の処分先についても複数存在するナイジェリア人やスリランカ人の貿易商ごとに買い取る盗品の車種等が分かれている等、多数の窃盗グループ、貿易商等が結託して巨大な窃盗組織を形成していたことが明らかとなった。これら一連の組織による被害は1都11府県に及び、被害件数915件、被害総額は9億4,000万円相当にものぼり、それら窃取された車両等はヤードに運び込まれた後、解体するなどしてコンテナ詰めされ、海外に輸出されていた。

【事例3】は、住吉会傘下組織組長を首魁とする暴力団構成員等で構成された窃盗グループによる主としてオフロード車やカブを対象とした広域的かつ組織的なオートバイ盗事件であるが、同グループは、同組長指揮の下、路上に駐車中のオートバイをレンタカーやトラックに積み込み窃取していた。

盗んだオートバイの取引は、同組長が買い取りブローカーであるガーナ人の携

帯電話に連絡し、指定された埼玉県下の廃材置場等、人目に付きにくい場所で受け渡しが行われ、オートバイ1台につき、約2～4万円で取引が行われていた。

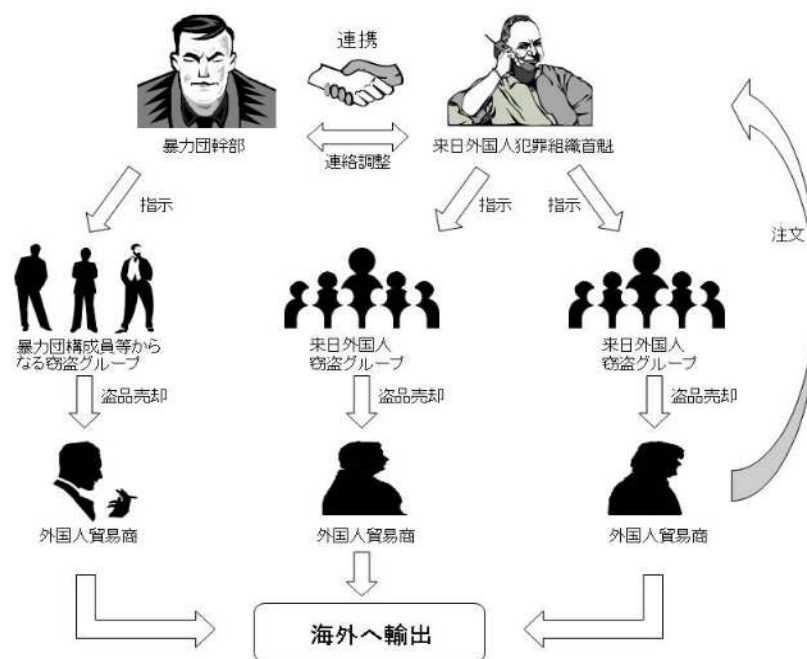
同組長ら窃盗グループは、逮捕されるまでの約8ヶ月間に都内及び関東近県で同種犯行を約250件以上繰り返し、約800万円以上もの利益を上げており、一方、ブローカー側も、母国においてオートバイを販売し、1台につき1～2万円の利益を上げていた。

ブローカーであるガーナ人は、本邦に日本人配偶者として滞在する者で、古物商という職業を利用し、買い取った盗品オートバイを大型コンテナの奥に詰め込み、その手前に中古タイヤや中古自転車等を積んで盗品の存在を秘し、輸出業者を介して母国（ガーナ共和国）に輸出していた。

また、ブローカーが同組長に好んで依頼したオートバイの種類は、オフロード型やホンダ製の「カブ」が中心であったが、その理由はガーナは道路事情が悪く、スクーター型だと泥よけが直ぐに破損するため買い手が付きにくいという事情があるためであった。

これらの事例からは、暴力団と来日外国人犯罪組織とが、個々に犯罪を敢行する中においても、相互に連携を図りつつ、更なる利益の獲得を画策している状況がうかがわれる。

【図表7 窃盗事件における暴力団と来日外国人犯罪組織の連携の一例】



2 薬物・銃器の密輸事件における連携

国内で乱用されている薬物や国内で使用されている銃器のほとんどは海外から密輸入されているものである。暴力団は、薬物や銃器の密輸入、末端の薬物乱用者への販路の重要な部分を担っており、組織的な密輸入の多くは、海外の密輸組

織と暴力団とが結託して行われている。

薬物密輸の近年の手口は、航空機を利用した手荷物への隠匿や身体巻き付け等の携帯密輸のほか、国際郵便を利用した密輸等、小口の密輸入が主であるが、船舶や航空貨物便を利用した大量密輸入事件も発生している。また、銃器密輸においても、航空機利用の手荷物内への隠匿による携帯密輸と国際郵便を利用した小口密輸が主な手口となっている。これらの手口のうち、携帯密輸にあっては、近年、いわゆる「裏サイト」と呼ばれるインターネットや携帯電話のサイトで「運び役」として犯罪組織のメンバー以外の者を募集し、これらの者に密輸の実行行為を行わせる例がみられる。こうした手口には、薬物・銃器の密輸犯罪において検挙される危険性の最も高い実行行為を犯罪組織と関係の無い者に行わせることにより、摘発されたとしても、首謀者を含めた犯罪組織にまで捜査が及ぶことを防ごうとする狙いがあるものとみられる。

このように、薬物・銃器の密輸に関与する暴力団や外国犯罪組織は、摘発を逃れるため、相互に連携しつつ、その手口を益々巧妙化させていることから、引き続きこれら薬物密売の利権をめぐる犯罪組織の動向及び連携状況に注意する必要がある。

平成20年中に検挙した、暴力団構成員等と海外の密輸組織が連携しているとみられる薬物密輸事例としては、次のものがある。

【事例1】(インターネット募集の運び屋による中国来覚せい剤等密輸・密売事件)

稲川会傘下組織幹部が首謀者となり、インターネットの「闇の職業安定所」等のいわゆる「裏サイト」で運び屋を募集し、運び屋を中国に渡航させ、覚せい剤やMDMAを密輸入し、我が国で宅配便等を使って密売を繰り返していたことから、同幹部及び運び屋等合計41人を覚せい剤取締法違反(以下「覚取法」という。)等で順次逮捕するとともに、覚せい剤約9.2キログラム、MDMA約4,500錠を押収した。

(10月 千葉、福岡、愛知)

【事例1】においては、日本側首謀者である稲川会傘下組織幹部指揮の下、インターネットの裏サイトに「無償で旅行に行ける」、「1日数万円の高収入」などと書き込み、運び屋を募集し、いわゆるフリーターやニートを中心に募集した運び屋を中国の上海市などに渡航させては中国の密売組織から覚せい剤を受け取らせ、本邦へ密輸していた。

運び屋は、中国で受け取った覚せい剤等を靴底や茶缶・化粧箱等に隠匿したり、女性の運び屋にあってはガードルの下に入れるなどして密輸を行い、成功報酬として1回につき、10～30万円を受け取っていた。

中国側では、違法薬物の入ったスーツケースを持った密売組織の中国人がホテルに現れ、薬物の受け渡しが行われていた。

また、暴力団は「元締役」、「仲介・調整役」、「覚せい剤の回収役」を担い、

募集した「運び屋役」に指示を出す等、各役割を細分化して密売組織を構築し、運び屋との連絡役としては、「メッセンジャー」を雇い、メッセンジャーを通じて日本の空港で航空券や宿泊する現地ホテルを丸で囲んだパンフレットのコピーを手渡したり、「同じ日の渡航でも航空便は別々」、「予定通り帰国しなければ連絡用の携帯電話を捨てる」、「中国人が行くからホテルの部屋で待て」などの指示を出す等、検挙を逃れるために巧妙な手口で密輸入を繰り返していた。

本事例のように、薬物の密輸・密売においては、暴力団が来日外国人犯罪者や外国人犯罪組織と密接に連携し、組織的・計画的にこれらの犯罪を敢行している状況がうかがわれる。

3 偽装結婚における連携

我が国での就労や長期滞在に利用するため、偽装結婚により「日本人の配偶者等」の在留資格を得ようとする来日外国人が存在する。このような外国人を対象に、暴力団構成員等が、偽装結婚相手となる日本人の斡旋や虚偽の証明書等を作成するなどにより報酬を得て偽装結婚を斡旋している実態がうかがえる。また、資金源に窮した暴力団の末端組員が単なる報酬目的で偽装結婚の相手方となったり、借金返済のため虚偽の養子縁組に関与するなどの実態がうかがえる。

平成20年中に検挙した、偽装結婚における暴力団構成員等と来日外国人犯罪者等との連携の事例としては、次のものがある。

【事例1】(稲川会傘下組織幹部らによるフィリピン人ホストと日本人女性との組織的偽装結婚事件)

稲川会系傘下組織幹部らが、同組織組長の情婦が経営するホストクラブで稼働するフィリピン人ホストと日本人女性を偽装結婚させていたことから、同幹部らを、偽装結婚当事者のフィリピン人ホスト及び日本人女性とともに電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙した。

(11月 新潟)

【事例2】(住吉会傘下組織組員が斡旋する中国人女性の偽装結婚事件)

中国在住の中国人女性が、日本での滞在資格を得るため、中国人ブローカーを介して在日中国人女性(日本人の配偶者)に偽装結婚の仲介を依頼し、さらに同在日中国人女性からの依頼を受けた住吉会傘下組織構成員が、偽装結婚の相手方となる男性を斡旋していたことから、同構成員及び仲介役の在日中国人女性並びに偽装結婚当事者である日本人男性及び中国人女性を電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙した。

(7月 警視庁)

【事例3】(山口組傘下組織構成員が斡旋し又は自らがその相手方となる韓国人との偽装結婚事件)

韓国クラブの男性店長や韓国クラブのホステス等に対し、知り合いの日本人女性を斡旋したり、自らが相手方となる等して偽装結婚を斡旋していた山口組傘下組織構成員を偽装結婚当事者の韓国クラブの男性店長及びホステス等とともに電

磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙した。

(1月 警視庁)

【事例1】においては、稲川会傘下組織幹部らが、同組織組長の情婦が経営するホストクラブのホストを確保するため、観光ビザで入国させたフィリピン人男性と同情婦を偽装結婚させるなどしていた。また、同幹部らは度々フィリピンに渡航しており、現地ブローカーに一人当たり100万円を支払って、偽装結婚の相手方となるフィリピン人男性を来日させていたものであるが、フィリピンへの渡航には同組織組長も同行しており、暴力団による組織的な偽装結婚事件として捜査を継続中である。

本事例からは、暴力団がフィリピンの人身売買ブローカーと結託し、フィリピン人男性を日本人女性と偽装結婚させることにより日本人配偶者の資格を取得させ、情婦が経営するホストクラブで長期間稼働させて資金獲得を図っていた実態がうかがえる。

【事例2】における偽装結婚の形態は「中国式偽装結婚」などと呼ばれ、依頼主である中国在住の中国人女性は、中国で中国人ブローカーに現金を支払い、偽装結婚の相手方として斡旋された日本人男性が中国に2回渡航するなどして、中国で偽装結婚（虚偽の婚姻届を提出）した上で、「日本人配偶者」として本邦に入国していた。

偽装結婚には大きく分けて二つの形態があり、本事例のように本邦で金を稼ぐことを目的とする外国人が、本邦に不法に入国する手段として母国で日本人と虚偽の婚姻をし、「日本人配偶者」の在留資格を取得して本邦に入国するという形態と、【事例1】のように、すでに本邦に在留している外国人が、本邦で長期間在留することを目的として、在留期間の切れる前に日本人と虚偽の婚姻をして「日本人配偶者等」の在留資格を取得する形態がある。

本事例においては、暴力団の組織的な関与は明らかとなっていないものの、仲介・斡旋等の役割分担がなされ、手続が確立している状況や、偽装結婚を斡旋した住吉会傘下組織構成員及び偽装結婚の相手方となった日本人男性が、仲介役の在日中国人女性から報酬を受け取っていることなどから、暴力団が偽装結婚において中国人ブローカーと結託し、資金獲得を行っている実態がうかがえる。

【事例3】においては、山口組傘下組織構成員が、知り合いの女性や偽装結婚ブローカーと結託し、日本人配偶者等の在留資格の取得を希望する韓国人から約150万円で偽装結婚を請け負い、偽装結婚相手として知り合いの女性を斡旋したり、自らが相手方となったりしていた。

また、同構成員と知り合いの女性は、偽装結婚の他にも知人や親類と虚偽の養子縁組を7～8回繰り返して姓を変え、ヤミ金や消費者金融から借金を重ねていた。

本事例からは、大きな資金源を持たず、資金獲得に窮した末端の暴力団構成員らが、自ら偽装結婚の相手方となり、戸籍を売ってまで資金獲得を行っている実態がうかがわれる。

4 偽造犯罪における連携

偽造クレジットカードを使用した犯罪においては、外国人が日本人名義の偽造クレジットカードを使用して家電品や貴金属を購入すると店員から不審に思われる等の理由から、商品購入役（買い子役）として日本人を犯罪組織の一員に取り込む例があるが、これらの中には、暴力団構成員らが買い子グループとして中国人偽造犯罪グループと結託し、犯罪を敢行している例もある。

また、外国人犯罪組織が作成した偽造クレジットカード原板を暴力団が密輸入する等、外国人犯罪組織と暴力団が連携して犯罪を敢行している事例もみられる。

平成20年中に検挙した、偽造犯罪等における暴力団構成員等と外国人犯罪組織の連携の事例としては、次のものがある。

【事例1】(中国人を首魁とする広域不正作出支払用カード電磁的記録供用・詐欺等事件)

不法入国した中国人らが、稲川会傘下組織幹部をリーダーとして暴力団グループを含む複数の買い子グループを傘下に組み入れて犯罪グループを結成し、偽造クレジットカードを使用して1都6県(東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、宮城県、岡山県、静岡県)にわたり大量の電化製品、貴金属等を詐取していたことから、同グループを不正作出支払用カード電磁的記録供用・詐欺で検挙するとともに、詐取品を買い取っていた中国人を盗品等有償譲受けで検挙した。

(7月 警視庁・宮城・千葉・岡山)

【事例2】(山口組傘下組織幹部構成員らによる偽造クレジットカード原板密輸入未遂事件)

輸入が禁止されている偽造クレジットカード用のプラスチック原板を、国際スピード郵便で中国から不正に輸入しようとした山口組傘下組織幹部らを開税法違反で検挙した。

(6月 愛知)

【事例1】は、中国人首魁の下、買い子グループの暴力団を含む日本人及び韓国人、カード搬送・買い子監視役中国人、詐取品処分役中国人、換金した現金の搬送役中国人で結成された偽造クレジットカード使用詐欺グループにより組織的に敢行されていた。

買い子グループは、東京を出撃拠点として、首魁からカード搬送・買い子監視役を介して渡される偽造クレジットカードを使用し、レンタカーを利用するなどして、首魁から指示された日本各地の買い回り地域における家電量販店、貴金属店等から大量の商品を詐取し、詐取品は詐取品処分役が都内台東区の買取屋において換金処分していた。

暴力団を含む買い子グループは、インターネットの裏サイト「闇の職業安定所」等を通じて集められており、詐取品に応じて成功報酬を受け取っていた。

また、偽造クレジットカードのデータは、静岡や山梨県内の中国エステ店で客のカードからスキミングされており、被害総額は約2億1,000万円にも上っ

た。

本事例からは、暴力団が来日外国人犯罪組織の配下となって、資金獲得を行っている状況がうかがわれる。

【事例2】は、税関職員が、中国から山口組傘下組織構成員の実家宛に発送され、空港に到着した段ボール箱を検査したところ、サンダルの靴底に隠されたプラスチックカード約240枚を発見したものである。同カードは「生カード」と呼ばれる磁気情報やICチップなどが入っていない原板であり、電磁的記録を書き加えなければ偽造クレジットカードとして使用出来ないことから、スキミング等の手口で入手した電磁的記録を生カードに書き加えるといった偽造クレジットカード製造の最終工程は、国内で行われていたものとみられる。

また、同幹部らの他にも、同組織の幹部が偽造クレジットカードを使用して愛知県内のショッピングセンターで財布やネックレスを詐取していたことから検挙されており、生カードの密輸、偽造クレジットカードの製造及び偽造クレジットカードの使用等が組織的に行われている状況がうかがわれる。

第3 歓楽街における組織犯罪等の現状

1 歓楽街の現状

警察では、全国各地の繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、繁華街・歓楽街における違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織に対する取締りを行っているところであり、その風俗環境は改善されつつある。しかしながら、その一方で、暴力団や来日外国人犯罪組織にあっては、こうした取締りを逃れるため、正規営業の飲食店を仮装した違法カジノ店や違法性風俗店の経営、従業員を介した間接的ないわゆる「みかじめ料」の要求、不法滞在者への偽装結婚の斡旋等、その犯行手口を巧妙化させながら、依然として違法な資金獲得活動を行っている状況にある。さらには、摘発された場合にあってはも実質的経営者である首謀者等が検挙されることのないよう、形式的な店長や経営者を用意する等して、首謀者や犯罪組織の存在そのものを潜在化させている。

また、繁華街・歓楽街における飲食店や風俗店等では、不法滞在や偽装結婚によって不正に在留資格を取得した来日外国人が稼働している例があるほか、これらの場所が来日外国人犯罪組織の謀議・勧誘・情報交換場所ともなっている例がある。

2 歓楽街にみられる組織犯罪等の現状

(1) 暴力団犯罪

人や資金が集中する歓楽街は、多様な資金獲得活動の絶好の場となり得るものであり、暴力団は、歓楽街において、違法カジノ店、違法風俗店等の経営や規制薬物の密売等に関与したり、あるいは性風俗店や飲食店等からみかじめ料、用心棒料を徴収する等、依然として資金獲得活動の場を歓楽街に置いている状況がうかがわれる。特に、みかじめ料、用心棒料等の徴収は、縄張り内の多くの者から支払われるものであり、一件一件が少額の場合であっても、全体とし

ては相当な額に上ることから、暴力団にとっては、長期安定的な資金源となり得るものである。

平成20年中、歓楽街における暴力団の資金獲得活動に係る犯罪として検挙されたものには、次のような事例がある。

ア 資金獲得犯罪の事例

【事例1】(山口組傘下組織幹部らによるインターネットカフェを仮装した常習賭博事件)

大阪市内の歓楽街において、インターネットカフェを仮装して賭博店を開店し、賭客を相手方としてインターネット賭博を行っていた店舗の実質経営者である山口組傘下組織幹部らを常習賭博等で検挙した。

(6月 大阪)

【事例2】(山口組傘下組織幹部らによる貸金業法・出資法違反事件)

名古屋市内の喫茶店などにおいて、無登録で貸金業を営み、法定の制限を超える高金利で金銭を貸し付けた山口組傘下組織幹部らを貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業法」という。)違反及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反で検挙した。

さらに貸し付けた金銭に関し、借受人をして、その利息又は元金を他人名義の口座に振込み入金させて犯罪収益等の取得につき事実を仮装したとして同幹部を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙した。

(3月 愛知)

【事例3】(山口組傘下組織組長らによる無許可キャバクラ営業事件)

北上市内の歓楽街において、岩手県公安委員会の許可を受けずにキャバクラを営業していた実質経営者である山口組傘下組織組長らを風営適正化法違反で検挙した。

(1月 岩手)

【事例1】における摘発店舗は、インターネットカフェを装い、店内に設置されたコンピューター14台を使用して「バカラ」や「ルーレット」などの画像に従い、賭客に100円を1ポイントとして金銭を賭けさせ、カードの組み合わせ等によって勝敗を決する賭博を行っており、開店から摘発されるまでの約10か月に約1億5,000万円を売り上げていた。

また、山口組傘下組織幹部は、海外から賭博ゲームの配信を受け、キプロス共和国に配信料を送金していた。

実質経営者である同幹部は、表向きの経営者を検挙された場合の捕まり役として用意し、店員に対しては、警察の摘発を受けた際に同幹部の名前を出さずに、捕まり役の経営者の名前を出すよう指示していた。

同様の事例として、豊田市内の歓楽街において、バカラ賭博を開いていたカジノクラブの実質経営者である山口組組織幹部組長らを賭博場開張図利等で検挙した事例がある。同事例においても、同組長は表向きの経営者を用意

し、摘発されるまでの約1年間に約2億円を売り上げていた。売り上げは配下の構成員により集金され、同組長らの下へ届けられていた。

これらの事例からは、実質経営者である暴力団組長らが、表向きの経営者を用意するなどして、これらの店舗が摘発された場合であっても、検挙を逃れられるように用意周到なシステムを構築した上で資金獲得活動を行っている状況がうかがえる。

【事例2】における山口組傘下組織幹部らは、法定の1日当たり0.3パーセントの割合を超過した最高約22.2パーセントの割合の高金利で金銭を貸し付けていた。関係箇所からは、総額面約1億5,000万円にも上る借用書や預金通帳等が押収されており、違法な高金利による貸金業によって巨額の資金を得ていた状況がうかがえる。

【事例3】における山口組傘下組織組長は、キャバクラを実質6店舗経営しており、摘発されるまでの2年間で売り上げ合計は約2億7,000万円にも上っていた。

イ みかじめ料、用心棒料等の徴収、要求事例

【事例4】(住吉会傘下組織組長らによるバカラ賭博に係る犯罪収益等收受事件)

さいたま市内の歓楽街において賭博場を開設し、賭客を集めて俗に「バカラ」と称する賭博を開張していたバカラ賭博店経営者らを賭博場開張図利、賭客を賭博で検挙するとともに、同店経営者が同賭博場開張図利により得た犯罪収益の一部をみかじめ料名目で徴収していた住吉会傘下組織組長らを組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下、「組織的犯罪処罰法」という。)違反(犯罪収益等收受)で検挙した。

(2月 埼玉)

【事例5】(住吉会傘下組織幹部らによる違法DVD販売店からの犯罪収益等收受事件)

さいたま市内の違法DVD販売店においてわいせつDVDを販売して得た売上金の一部をみかじめ料として徴収していた住吉会傘下組織幹部らを組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等收受)で検挙した。

(5月 埼玉)

【事例6】(山口組傘下組織構成員らによる新規開店ラウンジからのみかじめ料名下の恐喝未遂事件)

新規開店したラウンジに訪れ、同店経営者女性に対して自己が暴力団であることを告げた上で、みかじめ料を要求するも拒否されたことから、「店を潰すぞ。」などと脅迫した山口組傘下組織構成員を恐喝未遂で検挙した。

(6月 徳島)

【事例7】(山口組傘下組織幹部らによるクラブホステスに対するみかじめ料徴収画策強要事件)

宮崎市内のクラブからみかじめ料を徴収するため、同店ホステスに対し、店

がみかじめ料を払うように協力を依頼するも、同女が拒否したことから、「宮崎で働けなくするぞ。」などと脅迫した山口組傘下組織幹部らを組織的犯罪処罰法違反（団体の不正権益等）で検挙した。

（ 7 月 宮崎 ）

【事例4】における摘発店舗は、社交飲食店として風俗営業許可を取得し、半年ほど営業しては閉店し、名前を変えて再度開店するといった形態で賭博を繰り返していた。摘発時のパカラ賭博店はゲームセンターを装い、従業員が街頭でビラを配ったり、口コミで客を集めたりして24時間営業していた。同店経営者は、開店に当たり、地元暴力団に後ろ盾を依頼するため、知り合いを通じて住吉会傘下組織関係者と接触し、同組織組長に月々70万円のみかじめ料を支払っていた。

同様の事例として、甲府市内の歓楽街において賭博場2店舗を開張していた賭博店経営者らを賭博場開張図利等で検挙するとともに、その犯罪収益の一部をみかじめ料名目で徴収していた稲川会傘下組織組長らを組織的犯罪処罰法違反で検挙した事例（6月、山梨）もあった。同事例では、平成7年の開店以来12年間に亘り、上記2店舗のみかじめ料として毎月29万円を同組織構成員が徴収していた。

【事例5】においては、わいせつDVD販売店を一斉搜索し、同店従業員らをわいせつ図画販売目的所持で検挙した。同店がわいせつDVDを販売して得た犯罪収益のうち毎月3万円がみかじめ料として徴収されて、同組織関係者が同店を訪れて徴収し、同幹部のもとへ届けていた。

【事例6】においては、月に3～5万円の用心棒料を要求したところ、経営者女性に拒否され、未遂に終わったものであるが、同構成員は、平成19年にいわゆるヤミ金事犯で検挙されており、資金源を失った暴力団構成員が新たな資金源を求めて本件犯行に及んだ状況がうかがわれる。

【事例7】においては、店に対して直接みかじめ料を要求するのではなく、同店ホステスに「別の店から引き抜きの誘いを受けた噂をたてるから、ママからそのことを聞かれたら、俺が守ってくれたことにしてくれ。」などと協力を依頼し、店から1～2万円のみかじめ料を徴収しようと画策したところ、この要求に応じないホステスを脅迫したものである。

同幹部らの行為は、刑法の強要未遂罪を構成するものであるが、同幹部は次期組長の地位を約束された上級幹部であることから、同幹部らの行為を「自己が所属する暴力団組織の不正権益を獲得することを目的とした活動」と認め、組織的犯罪処罰法違反（団体の不正権益等）で検挙している。

この事例からは、直接みかじめ料を要求することにより恐喝等の事件になることを恐れた同幹部らが、クラブ経営者がみかじめ料を払うよう説得するなどの義務なきことを同店ホステスに要求するなど、事件化されないようにみかじめ料を徴収しようとしていた状況がうかがわれる。

ウ 組織的な薬物密売の事例

【事例 8】(稲川会傘下組織幹部らによる組織的な覚せい剤密売事件)

顧客から携帯電話で注文を受け、配下の構成員らに配達させる等して、苫小牧市内の歓楽街などで覚せい剤の密売を繰り返していた稲川会傘下組織幹部らを国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反等で検挙した。

(3月 北海道)

【事例 9】(稲川会傘下組織構成員らによる組織的な覚せい剤密売事件)

長野市内の駐車場などにおいて、配下の密売人を介して顧客に覚せい剤の密売を繰り返していた稲川会傘下組織構成員らを麻薬特例法違反で検挙した。

(6月 長野)

【事例 8】における覚せい剤の密売は、稲川会傘下組織幹部が、注文受付専用電話で顧客から注文を受け、これを配下の構成員に携帯電話で指示して、顧客の指定場所に配達する方式で敢行されていた。同幹部が覚せい剤の仕入れ、収益現金の管理、注文受付等総括指示を行い、配下の構成員は配達と覚せい剤の隠匿保管、小分けを担当していた。

【事例 9】における稲川会傘下組織構成員は、県外の密売人から仕入れた覚せい剤を配下の密売人を介して顧客に密売しており、顧客の中には、ブラジル人や未成年者も含まれていた。

同様の事例として、茨城、栃木両県内において、山口組傘下組織構成員が、配下の者を密売人として、コンビニの駐車場等で待ち合わせて覚せい剤を密売していたことから、同構成員らを検挙した事例もあった。

これらの事例からは、暴力団が依然として覚せい剤等の薬物の密売により多額の資金獲得活動を行っている実態がうかがえる。

(2) 来日外国人犯罪

歓楽街は、来日外国人犯罪組織にとっても資金獲得活動の場となっており、スナック等における不法就労、海賊版DVDの販売、規制薬物の密売、連続窃盗、地下銀行の経営等、多種多様な犯罪を敢行している。飲食店等からみかじめ料を徴収しようとしていた来日外国人犯罪グループの例もあり、来日外国人犯罪組織にとっても、歓楽街が、情報交換等の場から資金獲得の場へと更に移行しつつある状況がうかがえる。

また、長期に本邦に滞在して稼働しようとする外国人が、我が国へ入国する際の在留資格を取得するため、或いは資格外活動や不法残留等で検挙されるのを逃れるため、日本人と偽装結婚し、「日本人配偶者等」の在留資格を取得する事案が発生している。偽装結婚に関しては、これを斡旋する組織も存在し、無職の日本人等を相手方として偽装結婚を斡旋し、報酬を得ている。

さらに、来日外国人を相手に地下銀行を経営する例もある。身分証明証等の提示を要しない簡易な手続で、翌日又は当日に送金が完了することから、犯罪収益の送金やマネー・ローンダリング等に使用されている。

こうした偽装結婚斡旋組織や地下銀行は、それ自体が犯罪であるばかりでなく、犯罪組織や犯罪者の犯行を手助けする存在であり、いわゆる「犯罪インフラ」の一つとなっている。

平成20年中の歓楽街における来日外国人犯罪の摘発事例には、次のものがある。

ア 資金獲得犯罪の事例

【事例1】(中国人女性らによる無資格あん摩マッサージ営業事件)

徳島市の歓楽街において、無資格であん摩マッサージを行っていた中国人女性経営者及び従業員をあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)違反(無免許施術)で検挙した。

(9月 徳島)

【事例2】(韓国スナック経営者による不法就労助長事件)

京都市内の歓楽街において、短期滞在の在留資格で来日する韓国人ホステスを組織的に受け入れ稼働させていた韓国スナックを摘発し、同店経営者の韓国人及び韓国人ホステスを出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反(不法就労助長、資格外活動)で検挙した。

(3月 京都)

【事例3】(ブラジル人による組織的な海賊版DVD販売頒布事件)

菊川市の日用雑貨店において、邦画の海賊版DVDやブラジルのテレビ番組DVD等を販売頒布していた同店経営者らのブラジル人親子を検挙し、その後の突き上げ捜査により、マザーDVDの販売元である長野県飯田市居住のブラジル人及び千葉県内と栃木県内の仲介ブローカーとなるブラジル人らを著作権法違反(販売頒布)で検挙した。

(7月 静岡)

【事例4】(イラン人、フィリピン人らによる薬物密売事件)

茨城、千葉、栃木の3県にわたって覚せい剤等の違法薬物を密売していたイラン人を首魁とする広域薬物密売組織を麻薬特例法等で検挙した。

(7月 茨城)

【事例5】(来日外国人武装すり集団などによる連続窃盗事件)

首都圏から関西にかけて刃物や催涙スプレーを携帯して主に女性の手提げバッグ等から財布等をすり、盗んだ財布等に入っていたキャッシュカードを使ってATMで払出盗を繰り返していた来日韓国人武装すり集団を窃盗等で検挙した。

(6月 大阪、兵庫、奈良、愛知、警視庁)

【事例6】(来日中国人犯罪グループによるカラオケ店店長に対する傷害事件)

来日中国人犯罪グループのメンバー数名が、池袋のカラオケ店で店の貸切を

断られたことに立腹し、同店の中国人店長を手拳やパイプ椅子を用いて多数回にわたり殴打、足蹴りする等の暴行を加え、全治1ヶ月を要する肋骨骨折等を負わせたことから、傷害で検挙した。

(5 月 警視庁)

【事例1】の店舗は、同市内に存在した同様の中国人マッサージ店が摘発されると、すぐに営業を中止、その後は捜査の状況を窺うように営業の再開と中断を繰り返し、さらにはマッサージ嬢も頻繁に入れ替わるなどしていた。同店舗では、午後11時頃から翌午前4時頃までの間、中国人女性2～4人が歓楽街の路上に出て、男性の酔客に声をかけたり、腕を取るなどして客引きを行い、時には強引に腕を引くなどして店舗のあるビルに連れ込んでいた。

【事例2】における韓国スナック経営者らは、正規の在留資格を取得したホステスの確保が困難であることから、違法であることを承知の上で安易に不法就労させていたものである。また、同ホステスの中には、日本人男性と偽装結婚していた者もあり、公正証書原本不実記載・同行使等でも検挙している。

【事例3】におけるブラジル人親子は、自己が経営するスーパーの新規出店に伴い、客寄せのためブラジル人客相手に海賊版DVDの複製販売を始めたもので、長野県飯田市内に居住する販売元のブラジル人は、ブラジルからブラジルテレビ番組のマスターDVD等も入手し、10県下19箇所の仲介ブローカーを介して13府県30箇所の小売店に配送していた。

なお、日本における同種事件の逮捕を受け、ブラジル連邦警察でもサンパウロ市内にあった違法スタジオを発見、摘発している。

【事例4】における密売組織は、イラン人を首魁とし、ブラジル人及びフィリピン人により構成された組織であり、同組織の関係箇所からは、覚せい剤以外にも大麻、コカイン、MDMA等の違法薬物が発見、押収されており、あらゆる違法薬物を日本人などに密売するとともに、自らも使用していたものである。

【事例5】においては、予め役割分担がなされた来日韓国人武装すり集団が対象者（主に女性）を決めて集団で追尾し、駅やショッピングセンター等の昇りエスカレーターで武装すり集団の一人がハンカチを落とすなどして女性の注意を引き、その隙に共犯者が被害者の周囲を取り囲んで女性の手提げバッグの中から財布を抜き取り窃取する等の手口で敢行されていた。また、時には手提げバッグをカッターナイフで切り裂き、財布を抜き取るという手口も用いられていた。

すり集団のメンバーは、入国から3日以内に犯行を行い、犯行終了から3日以内に出国するといういわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯行を繰り返していたが、韓国において捜査会議を開催する等日韓両国警察が協力しての国際的捜査を強力に推進した結果、日韓犯罪人引渡条約に基づき韓国からの被疑者引き渡しを受ける等して、同窃盗組織を壊滅させた。

【事例6】における中国人犯罪グループは、中国残留孤児の子や孫等が中心となって1980年代後半に結成された「ドラゴン」と呼ばれるグループの流れを組む一派であるが、本件発生前の平成19年10月頃、同カラオケ店経営者に対し、「保護費」と称してみかじめ料の要求をしたものの、経営者から「その必要はない」として断られていたものである。

本件にあつては、同グループのリーダー格の者が手下数名を引き連れて同店を訪れたが、部屋が満室であったことから因縁を付け、外出中の店長を呼び戻させるとともに、「この店を貸切にする」等と言って、店にいた客を追い出そうとしたものである。店に戻った中国人店長から「貸切には出来ない。」と言われると、グループのメンバーが携帯電話で仲間を呼び出し、10人位の男達が店内に入ってきて加勢した上で、「ダー（殴れ）」の号令とともに、パイプ椅子や手拳で顔面を殴ったり足蹴にするなどの暴行を加え、全治1ヶ月の傷害を負わせたものである。

本件は傷害事件であるが、その背景からは、来日中国人犯罪グループが、縄張りとする地域の飲食店等から、暴力団と類似の手口によりみかじめ料を徴収し、資金源にしようとしている実態がうかがわれる。

イ 犯罪インフラに係る犯罪の事例

【事例7】(中国人エステサロンにおける禁止場所営業及び偽装結婚事件)

姫路市内の歓楽街において、法令により禁止された地域で性的サービスを行っていた中国人エステサロンの中国人経営者らを風営適正化法違反(禁止場所営業)で検挙するとともに、日本人男性と偽装結婚していた中国人エステ嬢らを電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙した。

(4月 兵庫)

【事例8】(フィリピンパブ経営者らによる正規在留を装った不法入国及び偽装結婚事件)

呉市の歓楽街において、フィリピンパブ及び芸能プロダクションを経営する日本人男性が、同パブで稼働するフィリピン人ホステスの長期在留資格を取るため、日本人男性との偽装結婚の斡旋を繰り返すなどしていたことから、同経営者及びフィリピン人ホステスらを電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙した。

(2月 広島、大分)

【事例9】(韓国人女性が経営する美容室を舞台とした偽装結婚事件)

川崎市内の歓楽街において、美容室を経営する韓国人女性がブローカーとなり、韓国人ホステスと日本人男性、韓国人ホストと日本人女性などを偽装結婚させていたとして、同女性経営者と偽装結婚していた韓国人及び日本人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用で検挙した。

(8月 神奈川)

【事例10】(日本人ブローカーによる多数の韓国人との偽装結婚事件)

首都圏の歓楽街において稼働する韓国人ホステスと日本人男性を30年余にわたり多数偽装結婚させたとして、日本人男性ブローカーと偽装結婚していた韓国人及び日本人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙した。

(4月 警視庁)

【事例11】(ペルー食品販売店を拠点としたペルー人による地下銀行事件)

湖南省のペルー食品販売店において地下銀行を営み、不正送金を繰り返していた同店のペルー人店員を銀行法違反で検挙するとともに、同店経営者であるペルー人を同法違反で全国指名手配した。

(4月 滋賀)

【事例7】においては、「中国人エステサロンで性的サービスが行われている。」との情報により、同店の経営実態を明らかにして同店経営者らを風営法違反(禁止場所営業)で検挙したところ、中国人エステ嬢が姫路市内に居住しているにもかかわらず、同人の夫が岡山市内に居住していたことから、同エステ嬢に係る偽装結婚が発覚したものである。

同エステ嬢は、中国人の女友達から日本人ブローカーを紹介してもらい、手付金20万円、成功報酬60万円をブローカーに支払って偽装結婚を依頼していた。日本人ブローカーは、受け取った80万円の内、50万円を偽装結婚の相手方となった日本人男性に支払い、残りの30万円を自己の報酬として受け取るなどしていたもので、同様の手口による10数件の余罪が判明したことから、同ブローカー及び偽装結婚当事者らを検挙し、偽装結婚斡旋組織を壊滅させた。

【事例8】においては、日本人経営者が偽装結婚の相手方となる日本人男性を連れて度々フィリピンに渡航し、フィリピンにおいて偽装結婚をさせ、市役所等に婚姻届を提出させて、「日本人の配偶者等」としてホステスを次々来日させていた。

また、ホステスの中には、平成16年に「興行」の資格で来日した経験のあるフィリピン人女性が、もう一度ホステスをして金を稼ぎたいとフィリピンのプロモーターに相談したところ、「一度興行の資格で日本に行ったことがあれば、2回目は入国が難しいので、別人になりすまして日本に行けばいい。」と言われ、実妹名義の偽造パスポートで不法入国している者もいた。

本事例からは、平成17年以降、法務省による「興行」の資格での上陸許可基準の厳格化により、フィリピン人女性は同資格での入国が困難となったことを背景に、フィリピン人ホステスの確保に窮した同店経営者が、偽装結婚の相手に適した日本人男性を調達、渡比させ、フィリピン国内での偽装による結婚手続きにより、フィリピン人女性に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる等の手口で来日させ、ホステスとして稼働させている実態がうかがえる。

【事例9】における美容室の韓国人女性経営者は、15年程前から、美容室に来る韓国人客の相談を受けて日本人との結婚(正規結婚)を世話してい

たが、口コミでその噂が広がるにつれ、一部の韓国人の間では、結婚相手を紹介してもらえる美容室として知られるようになり、平成18年ころからは、首都圏の飲食店や風俗店で働く韓国人らに対し、婚姻の意思のない日本人を紹介して偽装結婚の斡旋を行っていたものである。同経営者は、ブローカーとして約120万円を韓国人ホステス等から受け取り、偽装結婚の相手方に100万円を渡し、残りを自分の報酬として偽装結婚を斡旋していた。

【事例10】における日本人ブローカーは、約30年前に韓国人ブローカーの下で偽装結婚の仲介、斡旋を始め、そのノウハウを習得した後、約20年前からは、それまでに築いた人脈を使って独自で偽装結婚を斡旋するようになり、偽装結婚を生業としていた。

最近の偽装結婚は、ホームレスや借金を抱えた日本人を夫役に仕立てるケースが増加していることから、入国管理局は、外国人が、国内で自由に働くことができる「日本人の配偶者等」の在留資格の審査に際しては、夫(妻)の職業等を厳しくチェックしており、外国人が日本人の配偶者資格を得るには、日本人側の在職証明書が必要なことから、同ブローカーは歌舞伎町などを所在地とする3つのペーパーカンパニーを設立し、偽装結婚の相手方となる男らが実際には無職でも、これらの会社の社員と偽る証明書を発行する等していた。

また、手数料として同ブローカーが受け取る偽装結婚の報酬は、依頼者が偽装結婚の相手方を用意できない場合は20万円、用意できる場合は10万円で、相手となる男性(女性)には依頼者から60～200万円が支払われていた。

この手数料は、他のブローカーの手数料よりも安いとされ、さらに同ブローカーは、偽装結婚の相手の斡旋から、婚姻届の提出、入局管理局への在留資格変更・更新手続きに加え、入管対策(偽装工作)まで請負い、5年間の在留資格(2回の更新申請)を得させた後に離婚させ、更に定住者としての在留資格、最終的には永住の在留資格まで取得させていた。このシステム化された手口により、同ブローカーの名前は、偽装結婚を希望する韓国人の間では、「安い謝礼で婚姻から在留資格取得、入管対策等まで丁寧してもらえ。」として口コミで広まり、30年余にわたり数百組の偽装結婚を仲介して数千万円の利益を上げていたものとみられる。

【事例11】におけるペルー人ショップ経営者らが地下銀行を始めた動機は、地下銀行により収益を得るとともに、同店へ客を集めて売り上げを増やすことであったが、同時に、不法滞在者からの要望があったことにもよるものであった。

送金受付は、ペルー人ショップでの窓口受付と、被疑者名義の銀行口座への送金受付の二通りあり、窓口受付では、同店開店時間の午前10時頃から午後10時頃までの間に、送金依頼人が窓口に来て、送金レート、手数料等を確認の上で、送金先、送金先口座番号を伝えて送金するというものであった。一方、銀行口座への送金による受付は、送金依頼人が被疑者に電話をか

け、当日の送金レート等を確認した後、必要な日本円を被疑者の指定する口座へ送金し、その上で送金先等を電話で確認する方法で行われていた。

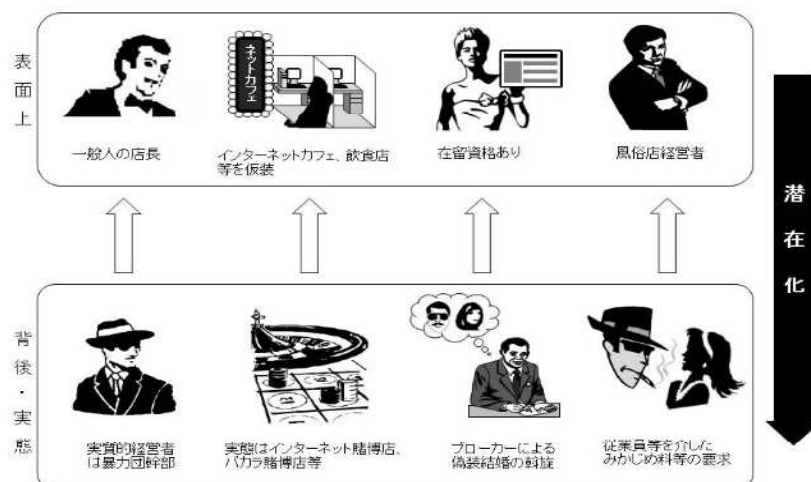
送金額の算定は、送金依頼人が持参した日本円から最初に基本手数料の2,500円を徴収し、続いて当日のドル建て送金レートをブラジル銀行東京支店のフリーダイヤルで確認し、その送金レートに1ドル当たり1円をプラスしたレートにより、基本手数料徴収後の日本円をドルに換算して送金額を決定していた。

依頼先口座への送金は、被疑者が電話又はメールによりペルーにいる共犯者に送金先、送金額を伝え、ペルーに開設しているプール資金口座から各々の送金先へ入金若しくは手渡しされていた。日本国とペルー共和国の時差は14時間であることから、同店の閉店時間である午後10時は、ペルー共和国の同日午前8時頃となり、被疑者は閉店時間までに受け付けた1日分の依頼をペルーの共犯者に伝えることにより、当日には送金がなされていた。

金融機関による正規の送金にあつては、身分証の提示が必要である上、約4,000円の手数料がかかることから、概ね15万円以下の送金であれば、上記計算方法による送金であっても金融機関を利用するより手数料も安く、当日には送金が完了する同地下銀行は、身分証明書等のない不法滞在者をはじめ、多くの在日ペルー人にとって、格安で利便性が高い送金手段となっていたものと思われる。

被疑者らは地下銀行により、5年8ヶ月の間に全国のペルー人からの依頼を受け、計約7億円を不正送金し、約2,500万円の利益を上げていた。

【図表8 歓楽街における犯罪の潜在化の例】



おわりに

これまで記述してきたとおり、暴力団、薬物及び銃器の密輸・密売組織、来日外国人犯罪組織等の犯罪組織は、摘発を逃れつつより多額の資金を獲得すべく、その犯行手口を巧妙かつ多様化させるとともに、時には相互に連携しながら犯罪を敢行しており、我が国の治安悪化の大きな要因となっている。

また、これら犯罪組織と共生し又は犯罪組織を支援している者の存在もみられるところ、これらの者は犯罪組織とともに健全な経済社会に寄生して利益を貪りその秩序をゆがめるとともに、犯罪組織の資金獲得活動を不透明化させている存在である。これらの者の関与によって、獲得された不法収益は、直接的又は間接的に犯罪組織に提供され、その勢力の更なる維持、拡大のための資金となっているものとみられる。

犯罪組織を弱体化、壊滅するためには、犯罪組織への資金の流入を遮断することが肝要であり、犯罪組織の資金獲得活動の実態を把握した上で、取締りはもとより、犯罪組織の侵食を受けている社会、経済構造の中から犯罪組織を排除するための対策も重要となっている。また、マネー・ローンダリングされた犯罪収益は、犯罪組織の維持拡大や新たな犯罪行為に利用されるおそれが強いことから、その対策の充実・強化も組織犯罪対策上、極めて重要である。

このため、警察においては、組織犯罪に係る警察の各部門相互間、各都道府県警察相互間のもとより、我が国の関係各行政機関、更には海外の治安関係行政機関との間で緊密な情報交換を行い、組織犯罪に係る関係情報を集約・分析して、引き続き、統一的な戦略に基づく組織犯罪対策を強力に推進するとともに、平成19年4月に警察庁が策定した犯罪収益対策推進要綱に基づき、全国の都道府県警察が一体となって、犯罪による収益に関する情報の分析及び活用、犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益のはく奪等の犯罪収益対策を推進しているところであり、これらの対策を通じて、犯罪組織に集中的な打撃を与え、壊滅に追い込むこととしている。